No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
1	1①				人権施策推進指針の推進【人権・男女共同参画課、子ども政策課】	人権施策推進指針で位置付けた基本施策及び子どもの人権に係る施策を総合的かつ体系的に推進するために、指針に基づく取組の進捗管理と評価結果を踏まえた見直しを実施する。	こども、若者、子育て当事者に特化した指標なし	－	－	－	－	－	人権施策推進委員会において、人権施策推進指針に基づく取組について、年度を通じて人権施策推進委員会を通じて進捗状況を把握するなど、予定していた進行管理を概ね実施することができた。	B	人権施策推進指針に基づく取組について、年度を通じて人権施策推進委員会を通じて進捗状況を把握するなど、予定していた進行管理を概ね実施することができた。	これまでの取組の進捗管理に加え、各取組の成果や効果を含めて総合的に評価する手法を検討し、評価結果を今後の取組の見直しにつなげていく必要がある。	引き続き、子どもの人権に関する取組も含め、人権施策推進指針に基づく取組の進捗管理を行い、委員の意見を踏まえた取組の改善を図る。	
2	1②				人権教育推進事業【教育指導課】	児童生徒が人間の生命の尊さについての理解を深め、学校・家庭・地域のそれぞれの場において、人権尊重の意識をもって行動できる人格の形成を図る。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	児童生徒が人間の生命の尊さについての理解を深め、学校・家庭・地域における人権尊重の意識の醸成を図るため、人権教育移動教室を開催するとともに、教職員の人権感覚を高め、今日的な人権課題に関する知識の習得及び実践力の向上を図るため、人権教育研修会を開催した。	B	計画通り、人権教育移動教室および人権教育研修会を開催することができたため。	人権教育への関心や理解度は個人によって異なり、啓発活動の意図が十分に届かない場合があるため、対象者のニーズや実態に沿った計画をしていく必要がある。	次年度も、人権教育移動教室および人権教育研修会を意図的・計画的に実施し、人権教育の推進を図る。	
3	1②③				性の多様性を尊重する意識啓発と環境づくり【人権・男女共同参画課】	性的マイノリティに関する市民の理解促進を図るため、研修や啓発活動を実施する。また、悩みを抱える当事者への配慮や支援の拡充に努める。	こども、若者、子育て当事者に特化した指標なし	－	－	－	－	－	①職員向け性的マイノリティ理解促進講演会の開催 実施日：令和７年10月14日（火）14時30分～16時00分 参加者：73名 ②性の多様性理解促進リーフレットの作成及び市公共施設への配架 ③小田原市パートナーシップ宣誓制度の周知・運用	B	性の多様性理解促進リーフレットを新規に作成し、市民への意識啓発と多様性尊重の促進に活用した。この取り組みにより、新たな啓発手段を確立することができた。	幅広い世代への効果的な周知方法をどのように確立するかが課題である。また、個人のセクシュアリティに関する悩み等は非常にデリケートな問題であり、当事者のニーズを正確に把握することが難しい点も課題の一つである。	市広報（紙面、市公式SNS等）やホームページ等を活用し、小田原市パートナーシップ宣誓制度の継続的な周知を行い、性の多様性を尊重する意識啓発と環境づくりを促進していく。 また、県西２市８町で『神奈川県西部広域パートナーシップ制度連絡協議会』が設置されるため、地域の実情に応じた取り組みを進めるとともに、地域間で連携しながら、多様性の尊重、理解促進に努めていく。	
4	1③				インクルーシブな社会づくりへの取組【子ども政策課、障がい福祉課】	分野や所管課を超えたテーマとして、インクルーシブについて、誰もが一緒に参加できる工夫を行った好事例を集め、全庁的に共有するような研修や交流の機会を設けます（全庁的な政策課題に対する研修等の実施）。	障がい児等サポートプロジェクト会議開催回数	R7年度	3回	維持	2回	2回	NPO法人と連携協定を締結し、障がい児等サポートプロジェクトを推進した。プロジェクトでは、当事者や支援者への現状調査を行った。また、地域全体での支援について考えるため、障がい児等の保護者、支援者、民間事業者、行政等の様々な主体が参加するワークショップを2回開催した。	B	2回のワークショップを通じて、プロジェクトの目的、障がい児等とその家族が置かれている状況や課題を参加者で共有し、インクルーシブな社会づくりに向けた第一歩を踏み出すことができたため、評価を「B」とした。	障がい児等やその家族を地域で支える必要性については共有された一方で、支援したいという思いがあっても、具体的にどのように関わればよいか分からないという声があった。	市民一人ひとりが、障がい児等やその家族を支えるために何ができるのかを考え、具体的な行動につなげていくため、アドバイザーを招き、ワークショップを開催する。そこでの議論を踏まえ、支援するための関わり方を学ぶ機会の実施に向けた方向性を整理する。	
5	1③ 4①②③ 5②③④	1① 3①②③			子ども若者相談支援事業【子ども若者支援課、教育指導課】	妊産婦からこどもに関わる相談、及びひきこもりや若年無業者（ニート）など社会生活を円滑に営むことが難しい若者（30歳代まで）や、その保護者等からの相談に応じる。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関とともに要保護児童等に対して適切な支援を実施する。	児童相談取扱件数	R6年度	848件	増	848件	738件	こどもから若者（30歳代まで）の相談を受け、個々の状況に応じて発達相談や教育相談、あるいは就労支援やひきこもり当事者の居場所を開催。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し、関係機関とともに要保護児童等に対して適切な支援を実施。	B	発達相談は減少したが、養護相談のうち、児童虐待相談は増加していることもあり、小田原市要保護児童対策地域協議会による会議を開催することで受理した家庭への支援について、関係機関で共有し、支援の役割が明確になったため。	困りごとや心配ごとを抱えるこどもや若者、またはその保護者が相談先としてはーもにいが周知されていないことにより、相談できずに辛い状況にある可能性があること。	こどもや若者に対する相談支援機関である旨の周知を図りつつ、引き続き個々の相談に真摯に向き合う。	
6	1③				支援教育推進事業【教育指導課】	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行った。	B	様々な課題を抱えた児童生徒は増加傾向にある。個別支援員の配置により、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた支援ができるように努めた。また、インクルーシブ教育の推進のため、基礎的な環境整備や合理的配慮の提供としても個別支援員を配置を進めるとともに、支援チームの派遣等さらに充実させる必要がある。	様々な課題を抱えた児童生徒の増加傾向により、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた支援をこれまで以上にできるように、関係機関との連携を含め、より専門的な支援ができるようにしていく必要がある。	個別支援員を配置、支援チームの派遣、日本語指導協力者の派遣、通級指導教室の運営などをさらに充実させる。	
7	1③				教育相談等充実事業【教育指導課】	支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした子ども若者教育支援センターにおける教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による相談対応のほか、不登校の児童生徒の状況の改善を図るため、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行う。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による相談対応のほか、不登校の児童生徒の状況の改善を図るため、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行った。	B	児童生徒の相談内容は多岐にわたり、個に応じた支援を必要とする児童生徒が増え、相談件数は増加している。学校との連携を密にするとともに、関係機関と連携することで、個に応じた適切かつ継続的な支援ができるように相談体制をより充実させていく必要がある。	相談内容が多様化・複雑化しており、関係機関と密な連携や専門的な支援が求められている。	学校や関係機関との連携を密にするとともに、個に応じた適切な支援が継続できるように相談体制を充実させていく。	
8	1③ 5⑥				外国籍住民支援事業【人権・男女共同参画課】	市内で日本語教室を行っている市民団体の活動支援や、外国籍市民向けの分かりやすい行政情報等の発信や周知啓発活動を行う。	こども、若者、子育て当事者に特化した指標なし	－	－	－	－	－	ボランティアにて運営されている市内の日本語教室２団体の活動支援や、日本語学習支援者研修の開催及び広報支援を実施した。	B	ボランティアによる日本語教室の活動支援として、学習支援者研修を実施し、学習支援者のスキルアップを図ったことで、外国籍住民の言語能力の向上につながった。また、広報支援等を実施したことで、日本語教室のPRにつながり、外国籍住民への周知につながった。	外国籍住民数が増加傾向にあり、市内ボランティアで運営されている日本語教室の利用者も増加しているが学習支援者が不足していることや、学習場所の確保に課題がある。	日本語学習支援者の支援として、研修を実施する予定である。また、神奈川県が主催で、県のモデル事業として、はじめてのにほんご（おだわらきょうしつ）を開催している。	
9	2①④	2②③			小田原版ＳＴＥＡＭ教育の推進（課題解決能力養成の取組）【教育指導課】	探究的な学びを通して生徒が地域の多様な他者とかかわり、よりよい社会を実現しようとする資質・能力（＝社会力）を確かに育成する。中学校の総合的な学習の時間のうち、１単元10時間～15時間程度を小田原版STEAM教育の時間とし、地域課題と出会い、その課題の解決のために教科横断的な見方・考え方を働かせて探究し、創造的な活動を行う。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	市内の全中学校で小田原版ＳＴＥＡＭ教育を実施した。また、委託事業者による導入支援事業の２年目として、市内６校で委託事業者による導入支援を実施し、全11中学校への導入支援が完了した。	B	計画通りに導入支援を実施し、各校での実践が広がっているため。	実践の広がりや深まり、３か年を見通した学校ごとの計画作成などを行い、小田原版ＳＴＥＡＭ教育の定着を図る必要がある。また、教員の実践経験も不足しており、研修等を通じて指導力の向上を図る必要がある。	全11中学校に対して、委託事業者による継続支援を実施し、学校ごとの課題をふまえた支援を行う。また、新採用者や市外からの異動者を対象とした教員研修を実施し、教員の資質能力の向上を図る。	
10	2①② 3①	2②		2②	体験学習事業【子ども政策課】	家庭や学校では経験できない生活体験・自然体験を通して、自主性・創造性などの豊かな人間性を育むとともに、目まぐるしく変化する現代社会において、時代を生き抜く力と時代に共感する力を育む機会とする。	アンケート調査で、体験学習に参加して「成長した」と回答とした割合	R6年度	90%	増	70%	75%	小学５・６年生を対象に、長野県飯田市の電気と水道だけが残された廃村である「大平宿」に宿泊する非日常型体験学習を実施した。	A	保護者へのアンケートで、「当事業に参加する前と後でお子様は成長したと思いますか」という問いに対して、「成長した」と回答した人の割合が75%に達し、目標値の70%を上回ったため、評価を「A」とした。	片道約５時間かかることや、安全面・衛生面について、課題があると認識している。	令和８年度より、場所の見直しを図り、御殿場市にある国立中央青少年交流の家で、一円融合チャレンジCAMPを実施した。	

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
11	2① 3①②			1① 2①②	青少年リーダー育成事業【子ども政策課】	学校や学年の異なる仲間の輪を広げ、自主性、自立心、協調性、積極性などリーダーとして必要な意識を育て、小田原で活躍する大人たちとの交流を創出し、地域における青少年活動のリーダーを育成する。	ジュニア・リーダーズ・クラブ会員	R7年度	41人	維持	41人	41人	毎月開催している定例会や役員会を実施し、各地域のイベント等に協力するジュニア派遣は14回依頼があった。	A	コロナ禍以降、減少した会員数も令和６年度以降は増加傾向にあるため、評価を「A」とした。	令和８年度時点において、高校生が少ないため、中学生への負担が大きい。 会員が安全に安心して活動しやすくなるように、また、スキルを身につけて成長するように、環境を整えていく必要がある。	定例会等、年間通して実施するとともに、より活動しやすくなるように会員の声も聞きながら活動のルールなどを整備する。	
12	2①	2①			子どもの居場所づくり事業【子ども政策課】	学校や家庭以外の、地域における見守りの場として子どもの居場所づくりを支援する。	実施されている小学校区の数	R6年度	25学区	増	18学区	17学区	15か所の子ども居場所づくり実施団体に対して、補助金を交付した。 また、子どもの居場所のパンフレットの作成及びポータルサイト開設準備を進めた。	B	子どもの居場所づくりを実施している小学校区の目標値18学区に対して、17学区だったため、９割ほどの達成割合となり、評価を「B」とした。	ポータルサイト等を通じて、子どもの居場所を寄付などで応援したい企業などを増やし、子どもの居場所づくり実施団体が自走していけるよう支援していく。	令和８年４月に、おだわらこどもの居場所ポータルサイトを開設し、パンフレットについて市内全小学生に配布をした。	
13	2①				総合型地域スポーツクラブの推進【スポーツ課】	スポーツ活動を気軽に、継続的に行うことができるよう「総合型地域スポーツクラブ」を支援していく。	総合型地域スポーツクラブ開催講座数	R6年度	28回	増	24回	23回	これまで（公財）小田原市体育協会や自治会等が開催するイベント等へ総合型地域スポーツクラブの指導者を講師派遣するほか、体験講座のPRちらしを配架するなど市民へ同クラブの周知・浸透を図ってきた。 これらの周知の結果、現在は主催団体からクラブへ直接スタッフ等の派遣依頼がある。	B	スポーツをする場の提供という点で、クラブが開催する講座・イベント数の拡大を目指したが、結果として、目標数には若干届かなかった。 クラブによっては、開催講座の種類は上限に迫っており、講座数を増やすのは難しいが、実施回数の拡大は図られており、参加者数や機会の提供という部分で一定の評価はできる。	市では講師派遣の場を提供する支援をしているが、総合型スポーツクラブとしては、活動場所や道具類置場を確保してほしいという要望がある。 他のスポーツ団体との公平性の観点からクラブから求められることのすべてに応えることはできていない。	これまでの実績に加えて、部活動地域展開の担い手となる地域クラブとしての活動に期待している。 令和７年度には、１クラブに実施事業の１つとして、卓球とバドミントンのモデル事業に参画してもらうこととした。	
14	2①				立地適正化計画推進事業【都市政策課】	生活の利便性を確保するため、拠点駅周辺への生活サービス施設等の都市機能や居住の誘導を図る。	居住誘導区域内人口密度	H27年度	61人/ha	減	62人/ha	62人/ha	居住誘導区域内への生活サービス施設の誘導施策を展開し、緩やかな居住誘導を図っている。	B	居住誘導区域内への緩やかな居住誘導を図っていおり、おおむね達成しているためB評価とした。	人口減少や少子高齢化などの社会的変化が急速に進み、市街地人口の低密度化が進んでいる。	各種誘導施策について、引き続き推進を図り、健康で快適な生活環境を確保し、持続的な都市経営を推進する。	指標を「小田原駅の年間乗車人員（定期外利用者）」としていたが、実績値を県勢要覧から引用しており、公表が2年後であることから、毎年
15	2①				公園再整備事業【みどり公園課】	総合公園や街区公園について計画的に老朽化施設の更新及び公園の改築を行うとともに、十分に利用されていない街区公園について、順次再整備を行う。	遊具更新数	R7年度	5基	維持	5基	1基	公園施設長寿命化計画に基づき1公園1基の遊具（砂場）の更新を実施した。	D	進捗は遅れているが実施している。	更新遊具については地域住民に意見を伺ったうえで決定してるいため更新に時間を要している。	更新が必要な遊具について計画的な更新を行う。	
16	2①				まちなかの公園整備事業【みどり公園課】	みどりの広場や無償借地等の活用により、身近な公園整備を進める。	借地数	R7年度	16箇所	維持	16箇所	16箇所	例年どおりと同じ場所を借地し、身近な公園用地を確保した。	A	計画どおりの16箇所で借用できた。令和７年度は、目標件数を達成出来たことから、評価を「A」とした。	現在、借地している用地の中心は借用期間が長期に及ぶものもあるため、今後、地権者に相続等が発生した際には、みどりの広場等の設置意義を説明し、借用の継続を求めていく必要がある。	引き続き、みどりの広場や無償借地等の活用により、身近な公園整備を進めていく。	
17	2①				公園等の少ない地域における、積極的な緑化の推進、公園としての追加整備【みどり公園課】	公共空間における緑のストックの増加や民有地の緑化に対する支援を行うことで、緑化の推進を図るほか、公共空間だけでなく、民有地の活用などにより、公園機能の拡充に努める。	No.16と同様	－	－	－	－	No.16と同様	No.16と同様	D	No.16と同様	No.16と同様	No.16と同様	
18	2①				児童遊園地管理補助事業【子ども政策課】	自治会など地域で管理する児童遊園地の新設、遊具の補修・増設、運営費等の助成を行う。	児童遊園地数	R6年度	48箇所	維持	48箇所	48箇所	48箇所の児童遊園地のうち希望のあった47箇所の児童遊園地に対して運営費の補助を行うとともに全48箇所の児童遊園地を対象とした損害賠償責任保険加入に要する保険料相当額を補助し、児童遊園地の運営を支援した。 また、遊具等の補修費として5箇所、遊具の増設費として1箇所、遊具の撤去費として1箇所補助を行い、児童遊園地の安全確保と遊びの充実を支援した。	B	児童遊園地数は現状維持の48箇所で目標値を達成したが、目標以上には至らなかったことから、評価を「B」とした。	児童遊園地に設置している遊具の老朽化が進み、遊具を撤去する事例が増えてきており、遊具を有しない児童遊園地も令和７年度末現在で６箇所となっている。 管理者（自治会・公民館等）においても財政事情は厳しく、遊器具の撤去が進んでいくものと考えられる。	児童の安全な遊び場の確保のため、日常点検等児童遊園地の適正な管理を周知するとともに、補助金の交付により危険な遊具の補修等を促す。	
19	2①				子ども読書活動推進事業【図書館】	読書活動が、子どもの能力を伸ばし、健やかな成長に大きく関わることについての理解を広げ、子どもや子育て世代に向けた内容を充実させるため講演会等を実施する。	こども向けイベント回数	R6年度	220回	維持	220回	227回	図書館に興味を持ってもらい、利活用を推進するための取組として、おすすめ本を紹介するブックリストの作成、読み聞かせやワクワク図書館員、図書館こどもクラブ、調べ学習の基礎講座、各種イベントを開催した。 また、読書活動の重要性を伝える機会として、読書活動推進講演会に小田原出身の作家・夢枕獏氏を迎えて「縄文の呪文」を開催した。	A	中央図書館と小田原駅東口図書館において、読書の楽しさを伝える各種イベントを行い、目標値の１０割以上（103%）を達成したことから評価を「A」とした。	図書館の自主事業のほか、市民参加型図書館活性化事業を通じて各種イベントを開催しているが、こども向けは夏休みに集中するため、年間を通してのこども向けイベントを考える必要がある。	中央図書館・小田原駅東口図書館ともに、読書への興味及び図書館の利活用を推進するため、引き続きこども向けイベントを開催する。なお、中央図書館では秋にエレベーター工事があり部屋の利用が制限されるため、イベントの開催日時に注意し、人気のあるイベントを中心に開催する。	R6年度　220回　3637人 R7年度　227回　5383人
20	2①				読書活動推進事業【教育指導課】	小中学校に学校司書を配置し、学校図書館の充実を図る。	学校司書配置校数	R6年度	36校	維持	36校	36校	小中学校に学校司書を配置し、学校図書館の充実を図った。	B	本年度も計画通り、小中学校36校に学校司書を配置できたため。	学校司書の希望者が少ないため、辞める方が多くいた場合、次年度の人数が足りなくなる可能性がある。	次年度も36校に学校司書を配置する。	

こども計画評価報告（令和７年度実施事業分）

【資料3-2】

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
21	2①				城下町おだわらツーデーマーチ開催事業【スポーツ課】	西さがみの魅力を発信する同ウォーキング大会への小・中学生及び未就学児の参加を促すことで、子どものウォーキングを促進する。	城下町おだわらツーデーマーチ、未就学児、小中高校生参加数	R6年度	321人	維持	321人	360人	ツーデーマーチの通常コースとしてこどもでも比較的歩きやすいコース設定をしているほか、こどもが参加しやすい特別企画として「みんなでおさんぽラリー」を実施した。	A	5㎞、10㎞の通常コースは、全体割合からすればこどもの参加は少ないが、それでも一定数の参加が見込めている。 みんなでおさんぽラリーは申込用パンフレットにもこどもも参加しやすいことをイメージできるイラストなどを記載している。	全体の参加者数は、コロナ禍を過ぎて微増傾向となっているが、近年は4,000人程度となっている。申込上限が6,000人であるため、参加者数の更なる増加を目指したい。	令和８年度は「食べる」「映える」「巡る」をキャッチフレーズとして、食べ歩きや映えスポットを巡りながらツーデーマーチを楽しんでもらうことを目指している。	
22	2①				キャンパスおだわら事業【生涯学習課】	市域全体が「だれもが、いつでも、どこでも、なんでも学べる場」となるよう、学習講座の提供、学習情報の収集及び発信、学習相談、人材バンクの運営及び活用などを行う。	生涯学習課主催講座の受講者数	R6年度	5,000人	増	3,000人	4,058人	キャンパスおだわら行政講座については、この数年間は年間１回程度の講座開催だったが、令和７年度は連続講座３回、公開講座１回を開催した。市職員が学校や地域で講義をする出前講座・体験学習を年間99回開催したほか、夏休みおもしろ学校には、504人の小学生が受講した。	A	行政講座の充実に伴い、目標値としていた受講者数を上回ることができた。	今後の行政講座のさらなる充実を図るとともに、子どもたちへワークショップ等を提供できる人材バンクのさらなる活用を図り、学校や地域、他の市民活動団体等から呼ばれるようになるよう支援していく。	夏休みおもしろ学校については、当日参加可能な講座を催すなど工夫を凝らすとともに、神奈川大学と連携しながら若い世代にも興味関心を持ってもらえるような行政講座の充実を図る。	
23	2①				郷土文化館本館資料収集・保管・活用事業【生涯学習課】	展示、講座、デジタルミュージアムのコンテンツ等を活用することで、郷土の歴史、民俗、自然や郷土の偉人の業績等に対する興味・関心、探究心を高めることにより、郷土を愛する心を育む。	郷土研究講座の出席者数	R6年度	30人	維持	30人	26人	郷土研究講座「2,800枚の古写真で紡ぐ小田原今昔物語-岡部忠夫コレクションより-」、第３回自然科学フォーラム「小田原城を科学する-ジオパークを意識して-」、郷土探究会「岡部忠夫写真2,800枚と歩く-昭和の小田原へ-」、自然探究会「磯の生物を観察しよう」を開催した。	B	郷土研究講座の参加者は目標値に近い実績となっているため。	郷土文化館では、子ども向けの事業はあまり実施していないが、特に小学校からの出前講座や施設見学の要望を受け対応することで郷土について学ぶ機会を提供している。今後も継続して行っていく。	昨年度同様の事業を実施予定。	
24	2①				尊徳学習・顕彰事業【生涯学習課】	尊徳生誕地としての地域的特性を生かし、尊徳の生きた時代の生活・仕事の追体験等、子どもが尊徳の教えに親しむための機会を提供する。	イベント等の参加者数	R6年度	1,600人	増	1,500人	1,451人	映画「二宮金次郎」上映会や子ども映画会を実施した。このほか、尊徳祭、市内小学校５・６年生を対象にした「二宮金次郎とわたし」を主なテーマとする作文募集、展示観覧者への解説を始め学校や団体への派遣を行うボランティア解説員の配置、尊徳翁の教えや事績をまとめた冊子「二宮金次郎物語」「二宮金次郎を学ぼう」の刊行販売を行った。	B	予定していたイベントを開催し、目標値に近い実績となっているため。	イベント等の参加者数は年々増加傾向にあるが、11年度の目標値はさらに高く設定しているため、目標値を達成するための周知方法の検討が必要である。	引き続き例年のイベントを実施しつつ、新たな事業の実施を検討する。	
25	2①				環境活動推進事業【環境政策課】	市民の環境意識の向上を図るため、将来を担う子どもたちに対する環境学習を行うとともに、市民による環境活動の促進を図る。	※年齢不問の事業とするため設定は困難	－	－	－	－	10件	・市内在住・在学の小学生を対象に、『夏休み子ども環境教室』を開催。脱炭素、海洋プラスチック、食品ロス等幅広いテーマを通して身の回りの自然環境への意識を高め、実践的な行動に繋げるための普及啓発を図った。	B	幅広いテーマを通じて身の回りの自然環境への意識向上や問題提起の機会となった一方で、参加者の学びを実際のアクションへつなげるための働きかけとして、参加者自身に考えてもらう機会の提供が不足していたこと、また、対象年齢と普及啓発の内容を考慮した講座について、関係課との認識共有を図ったうえでの検討に課題が残ったため。	小学校低学年と高学年とでは理解力と自身でできるアクションも異なるため、対象年齢と普及内容が効果的に担い手に繋がっているかどうかという課題がある。また、庁内各課で類似した取組が複数行われているため、所管と目的の意識を共有し合ったうえで整理し実施していく必要がある。	普及内容や対象年齢を意識した講座の見直し・拡充を行い、年齢に応じた理解の醸成とアクションを起こしてもらうため、庁内各部署で開催している類似事業とも連携を図りながら、効果的に普及啓発を行っていく。	
26	2①				健やかな食のまち小田原推進事業【観光課】	豊かな自然環境や長い歴史の中で培われてきた本市ならではの食や食文化の素晴らしさを市民が享受できるよう、市民の日常の食に着目し、地産地消や食育の推進による市民の食生活の充実を図るため、こども食堂等へ旬の地元食材を提供するほか、食に関する体験イベント等を実施する。	当事業の指標は一人当たり観光消費額であるため、子ども計画に対する指標にはなじまない。 また、子ども食堂への配布数等を新たに指標として設定する予定はない。	－	－	－	－	－	市内の子ども食堂5か所へ、小田原産の柑橘類（みかん、はるか、ポンカン、伊代柑、不知火のうちから２種類）を提供した。また、小田原あじ・地魚まつりにおいて、寿司づくり体験を実施した。	B	概ね計画どおり、子ども食堂へ地元食材を提供し、地魚を使った体験教室を開催することができたため。	子ども食堂側が必要とする食材（保存がきく、カレーの具在等）と、協議会側が提供したい食材（地産地消を推進するため旬の食材を提供したい）のミスマッチが発生している。また、料理体験教室についても食中毒等の発生を懸念すると簡単には開催できない。	協議会事業のうち子ども食堂への食材の提供は廃止する。また、寿司づくり体験も実施しない。	こども計画に対する評価指標を設定していないため、総合評価、評価理由を記載することはできない。
27	2①				わたしの木づかい事業【農政課】	市内の小学校で森林学習（座学）や間伐体験、地域産木材を使ったモノづくりを行う。	事業実施校数	R7年度	12校	増	17校	17校	市内の17小学校（900人）を対象に森林学習（座学）や間伐体験、地域産木材を使った箸づくりを実施した。	A	事業実施校数目標値17校に対して、17校に事業を実施し、目標値を達成できたことから、評価を「A」とした。	令和８年度からは、学校木の空間づくり事業を実施した小学校に実施していくので、実施校数は一時的に減少する。	引き続き、市内の小学校で森林学習（座学）や間伐体験、地域産木材を使ったモノづくりを行っていく。	
28	2①	2②			魚ブランド化促進事業【水産海浜課】	地魚を使った学校給食メニューを提供するとともに、子育て世代等を対象に旬の地魚を使った料理教室を開催し、小田原で獲れる魚を知って食べてもらうことで、魚食普及を進める。	地魚を使った料理教室の実施回数	R6年度	17回	維持	17回	19回	小学校、子ども食堂、地域の団体を対象に旬の地魚を使った料理教室を開催し、小田原で獲れる魚を知って食べてもらうことで、魚食普及を進めた。	A	かます棒づくり体験や子ども食堂へのブリの提供、おだわら六彩会主催の料理教室への鮮魚（カマス、サバ等）の提供を行った。 料理教室等開催回数は19回と目標値を上回ったことからA評価とした。	かます棒づくり体験について、原材料の仕入れの問題から開催回数が抑制されているため、原材料の確保手段について検討していく必要がある。	地魚を使った学校給食メニューを提供するとともに、子育て世代等を対象に旬の地魚を使った料理教室を開催し、小田原で獲れる魚を知って食べてもらうことで、魚食普及を進める。	
29	2①	2②			学校等アウトリーチ事業【文化政策課】	次世代を担う子どもたちの豊かな情操を育て、創造力や感性を刺激するため、市内公立小中学校等を対象にアウトリーチ事業を開催し、本物の芸術に触れる機会を設け、文化の裾野を拡げていく。	児童の満足度（５点満点）	R6年度	5点	維持	5点	4.7点	小田原ゆかりのプロのアーティストを市内の小学校20校、中学校1校の計21か所に派遣し、美術や音楽（器楽・声楽・和太鼓・打楽器）の公演・ワークショップを計22回実施した。児童の参加人数は合計3,817人。	A	例年どおり、市内小中学校を対象に事業を開催でき、児童、教員共に高い満足度を得られたため。	予算上、謝礼に限りがあり、派遣するアーティストに偏りができてしまうこと。また、児童数が多い学校では、ケアが行き届きづらく、満足度の低い児童が多い。	引き続き、予算を踏まえて派遣するアーティストを学校と相談しながら、満足度を維持していく。	

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
30	2①				三の丸ホール鑑賞事業【文化政策課】	小田原三の丸ホールの質の高い舞台環境で芸術を観賞する体験を通じて、地域の文化資源の認知と誇りを醸成し、出演者は若手芸術家とすることで活動支援を行う。	児童の満足度（５点満点）	R6年度	5点	増	5点	4.6点	令和8年1月29日小田原三の丸ホール大ホールにて、市内小学4年生の児童計1,360人を対象に、小田原室内管弦楽団によるオーケストラ公演を実施した。	A	例年どおり、市内全小学４年生を対象に事業を開催でき、児童、教員共に高い満足度を得られたため。	R8事業廃止	既存事業の見直しを行う中で、児童への芸術文化鑑賞体験については学校等アウトリーチ事業に統一することとし、事業を廃止することとした。	R8事業廃止
31	2①				カラーテープアートへの取組【文化政策課、商業振興課】	ハルネ小田原通路の壁にカラーテープを切り貼りし、テーマに応じた絵を描くアートワークショップ。自分の手や目、体全体を使ったアート体験を通じて、子ども達の想像力や考える力、自ら行動する自立心を育み、子ども達の健やかな成長へつなげることを目的とする。	参加組数（最大20組） or 子どもの参加人数	R6年度	18組人	増	16組人	12組	令和７年11月15日（土）にハルネ小田原にて、「かなえばいいな、夢、希望」をテーマに、子どもたちが自由にカラーのテープを切り貼りして壁に絵を描いた。計43名、12組の親子、友人グループが参加した。	B	前年度までの実績を踏まえて事業内容を見直し、午前中のみの開催としたことから、参加人数が目標より少なくなったが、１作品の作業スペースが広がり、参加者の満足度が高かったため。	ハルネ小田原の壁の張替を行う可能性があるため、新しい壁面への影響を考えると、今後、カラーテープの切り貼りによる事業は難しい。	令和8年度は引き続き午前中のみ開催する。その後は、ハルネ小田原の壁の張替の状況を踏まえ、事業実施の可否を検討する。	
32	2①				郷土学習推進事業【教育指導課】	児童生徒の郷土の自然、産業、地理、歴史や、郷土の偉人の業績に対する興味・関心、探究心を高めることにより、郷土を愛する心を育む。	自然観察会の実施回数	R6年度	7回	維持	7回	6回	理科副読本「小田原の自然」を活用した自然観察会の実施により、参加者の郷土の自然に対する興味・関心や探求心を高め、自然を愛する態度の育成を図った。	B	雨天により1回中止になったが、それ以外は計画通りに実施ができた。また、参加者からは充実した学びとなったことが伺える感想が集まったため。	繰り返し参加されている方もおり、地道な実施の継続により、郷土の自然に対する関心をより一層高めていく必要がある。	引き続き、次年度も7回の実施を計画。副読本を活用した自然観察会の実施により郷土への愛着や自然を愛する態度の育成を図る。	
33	2①				森のせんせい養成・派遣事業【農政課】	森林・林業・木材産業に関する知識を備え、市民に対して普及啓発を図ることができる人材を養成する。養成後は、市内小学校への森林環境学習など様々な活動に派遣する。	派遣人数	R6年度	108人	増	108人	109人	市内小学校での森林環境学習や各種イベントに森のせんせいを延べ人数109人派遣した。	A	派遣人数目標値108人に対して、目標値を上回る109人を派遣できたことから、評価を「A」とした。	派遣した延べ人数は目標値に達しているが、57名の森のせんせいのうち、15～20名程度のみの派遣対応となってしまっており、活躍の場が少ない。	人材を養成のために必要に応じて、外部研修への参加を促すとともに、引き続き、市内小学校への森林環境学習など様々な活動に森の先生を派遣していく。	
34	2②				キャリアパスポートの活用【教育指導課】	児童生徒がキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自己の変容や成長について自己評価を行う。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	児童生徒がキャリア教育に関わる諸活動について、キャリアパスポートの活用など、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自己の変容や成長について自己評価を行えるような情報提供などを行った。	B	児童生徒がキャリア教育に関わる諸活動について、キャリアパスポートの活用など、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自己の変容や成長について自己評価を行えるような情報提供などを行った。	特になし	引き続き、児童生徒がキャリア教育に関わる諸活動について、キャリアパスポートの活用など、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自己の変容や成長について自己評価を行えるような情報提供などを行う。	
35	2③			2①	おだわら若者応援コンペティション【子ども政策課】	若者が描く夢を実現できる魅力的なまちづくりを進めるため、本市のまちづくりに寄与する若者ならではのアイデアを募集し、採択となった方に補助金を交付することで、アイデアの具現化を支援します。	アイデア採択件数	R6年度	3件	維持	3件	4件	10件の応募があり、４件のアイデアを採択し、補助金を交付した。	A	アイデア採択件数目標値３件に対して、４件のアイデアを採択し、目標を達成したため、評価を「A」とした。	神奈川県で同様の事業を実施をしており、補助金額も100万円を上限に交付をしているため、今後の展開に向けて県と調整が必要。 継続性の観点から、採択団体の次年度以降の活動について、確認していく必要がある。	令和８年度より、企画部から子ども若者部に事務が移管し、令和８年度についても４件のアイデアを採択した。	
36	2③			1①	はたちのつどい開催事業【子ども政策課】	20歳となる者を祝福し、対象者がはたちの誓いを発表するなど社会人としての自覚を高めるため開催する。	式典に参加する人数	R4年度	1,247人	維持	1,247人	1,165人	令和８年１月12日に、三の丸ホールにて「はたちのつどい」を実施した。 例年実施しているはたちの誓い、抽選会に加えて、企業協賛を募り、20歳を迎える対象者たちに地元の店舗の割引優待カードを配布して、地域活性化にも繋がった。	B	式典に参加する人数目標値1,247人に対して、1,165人で９割ほどの達成割合となり、評価を「B」とした。	令和９年については、成人の日が１月11日で消防の出初式の日程と重なっており、はたちのつどいは、１月10日に実施予定である。ホームページやハガキ等で周知をしているが、何年かに１度、開催日が成人の日ではため、参加者への周知が行きわたっているか懸念される。	令和８年度は、令和９年１月10日に実施する予定である。運営委員の意向も確認しながら、引き続き企業協賛も募っていきたいと考えている。	
37	2③				青少年と育成者のつどい開催事業【子ども政策課】	中学生による主張発表と善行青少年や青少年育成者の表彰を行うことで、青少年と育成者に対する市民の理解を深める。	青少年と育成者のつどい参加者数	R6年度	290人	増	220人	193人	令和７年11月29日に、生涯学習センターけやきにて、「青少年と育成者のつどい」を開催した。	B	参加者数は、目標値220人に対して、193人で９割弱ほどの達成割合となり、評価を「B」とした。	２部の青少年善行賞等表彰式については、１部の中学生の主張発表に比べると観客も少なくなってしまうため、他の表彰式と一緒に行うなど事業を整理していく必要がある。	令和８年11月28日に、生涯学習センターけやきにて、「青少年と育成者のつどい」を開催予定である。	
38	3①				おだわら市民学校事業【子ども政策課（生涯学習課）】	おだわら市民学校の分野の一つとして、「子どもを見守り育てる」の取組において地域で、こども・若者を見守り、支援する人材の育成を図る。	「子どもを見守り育てる」の専門課程受講者数	R7年度	11人	維持	11人	11人	「子どもを見守り育てる」の専門課程は、年間15回のカリキュラムを実施した。	B	「子どもを見守り育てる」の専門課程受講者数は、11人であったため、評価を「B」とした。	市民学校の受講者が、卒業後に地域の担い手として活躍できるように、市内の団体に繋げられるカリキュラムにする必要がある。	令和８年度は、専門課程は休止となっており、令和９年度に向けて、リニューアルを図っている。	
39	3①②			2①	青少年育成推進員支援・活用事業【子ども政策課】	青少年の健全な育成を図ることを目的に、青少年の自発的活動並びに青少年団体等の育成および組織活動を推進する。	地域少年リーダー養成講座参加者数	R7年度	30人	維持	30人	32人	青少年育成推進員協議会に30万円、地域少年リーダー養成講座に45万円の補助金を交付した。	A	地域少年リーダー養成講座の参加者数は、32人となり、目標値30人を上回ったため、評価を「A」とした。	青少年育成推進員について、自治会に推薦依頼をしており、定員を90人以内としているが、担い手がおらず、減少傾向にある。	地域少年リーダー養成講座、青少年と育成者のつどい、文化・体験事業、定例会といった各種事業の日程も決まってきており、事業実施に向けて調整を進めている。	

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
40	3①②				地区健全育成組織支援事業【子ども政策課】	青少年の健全育成を図るため、地域の青少年関係者が、相互の連携を図りながら、地域ぐるみの青少年育成活動体制を充実・強化し、地域の実態に即した活動を支援する。	地区青少年育成組織補助金交付団体数	R6年度	19団体	維持	19団体	21団体	地区青少年育成組織補助金を21団体に交付した。	A	地区青少年育成組織補助金交付団体数目標値19団体に対して、21団体となり、目標を達成したため、評価を「A」とした。	青少年健全育成連絡協議会が、総会、全体研修会だけの事業となっており存在意義が不明瞭となっている。また、役員については充て職の負担感についても意見が上がっている。	令和８年度の総会において、令和９年度以降は協議会を廃止とし、「地区青少年育成会会長会議」とすることが承認された。補助金については、引き続き交付をしていく。	
41	3①②				青少年指導者養成研修・派遣事業【子ども政策課】	青少年の活動をサポートする指導者を養成し、様々な体験事業に派遣する。	「指導者養成講座」１回あたりの平均受講者数	R6年度	14人	増	8人	14人	指導者養成講座については、７回実施をした。指導者派遣事業については、宿泊体験学習派遣は22校実施し、クラブ派遣については、５校実施した。	A	「指導者養成講座」１回あたりの平均受講者数目標値８人に対して、14人となり、目標を達成したため、評価を「A」とした。	指導者派遣を委託している任意団体の担い手不足、高齢化が進んでいるため、新規メンバーを開拓する必要がある。 指導者養成講座の受講者たちの実践の場を増やす必要がある。	指導者養成講座については、年５回実施する予定であり、指導者派遣事業については、宿泊体験学習派遣は22校、クラブ派遣については、５校実施予定である。	
42	3①			2①	子ども会支援事業【子ども政策課】	子ども会活動に対して補助を行うことで、子ども会活動を促進し、子どもの健全な心身の成長を図る。	子ども会支援事業（民間委託）参加者数（子どもと大人の人数）	R7年度	36人	維持	36人	36人	おかねの勉強会を令和７年６月22日に実施し、参加者数は17人だった。 野外体験イベントは令和７年12月７日に実施し、参加者数は19人だった。	A	令和６年度のおかねの勉強会は27人、野外体験イベントは34人だった。	子ども会支援事業は、令和５年度より事業を開始しているため、実施内容をブラッシュアップする必要がある。	おかねの勉強会を令和８年６月20日に実施し、参加者は10人だった。 野外体験イベントは令和８年11月15日に実施する予定。	
43	4①②③	1①			子育て世代包括支援事業【子ども若者支援課】	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	子育て支援室利用者数	R6年度	1,600人	維持	1,600人	1,848人	妊娠届出を受理し、全員面談をして母子健康手帳を交付している。また、自由来所相談日を毎週設け、予約不要で身体計測や相談（育児・栄養等）を実施。随時相談では、電話での相談も受けている。スタッフは、保健師、助産師、看護師、栄養士。	A	来所による相談者も増加傾向であり、相談の場として周知が進んでいると評価でき、切れ目のない支援がおおむね実施できていると考えられるため。	はーもにいの近くに居住されている方は利用しやすいが、少し離れると気軽に来所できる場ではないこと。	引き続き利用しやすい相談場所としての体制を整えていく。はーもにいから、離れた場に居住されている方にも、利用してもらえるよう、相談の実施方法等検討をしていく。	
44	4①②③				養育支援家庭訪問事業【子ども若者支援課】	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、こどもの養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による育児、家事等の援助や指導等、又は養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談や指導を行い、当該家庭における適切なこどもの養育環境を確保する。	訪問支援時間	R6年度	200時間	増	120時間	158時間	精神的に不安定、または知的能力が低いなどから、こどもの養育ができずに虐待してしまう可能性のある家庭に対して本事業を実施し、もって重篤な虐待とならにより予防に務めた。	A	本事業を必要とした家庭にはサービスが提供できた結果、利用者数としては増加したと捉えているため。	養育について困り感を感じている保護者が顕在化しており、需要と供給のバランスが取れていると判断できない状況である。	児童取扱件数は増えていることから、引き続き相談を受けた家庭の背景や成育歴を把握する中で、本事業を必要とする家庭には積極的に利用を勧めていく。	
45	4①②③	1②			子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）【子ども若者支援課】	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童を施設において一定期間、養育・保護を行う。	利用日数	R6年度	300日	増	230日	202日	社会福祉法人１か所と単価契約を締結して本事業を実施。利用した理由は、ほぼ保護者の育児ストレスによる利用であり、保護者の入院や出張は少なかった。	B	当初、本市と同規模の児童人口を持つ市で、なおかつ本事業を既に実施している市の利用状況から令和７年度の目標値を設定したが、若干利用実績は下回る結果となったため。	児童養護施設への委託ではなく、社会福祉法人に委託していることから、ショートステイの場所の環境や、同年代がほぼいないことによる利用者のためらいがあるのではないかと捉えている。	市内にある児童養護施設に本事業の委託についてすり合わせを行い、委託できるよう調整する。	
46	4②	1①	2②		子育て支援拠点管理運営事業【子ども政策課】	子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。	子育て支援センター利用者数	R6年度	23,500組	増	21,700組	21,635組	各支援センターにおいて子育てひろばの提供などを行い、21,635組の子育て世帯が利用した。子どもの発達や特性に不安を感じている保護者の交流会など、多様な子育て家庭への配慮を充実させた。マロニエ子育て支援センターには mamaro（授乳室）を設置し、利用者が安心して利用できる環境を整えた。	B	多様な家庭へ配慮した取組を行うほか、マロニエホールでのイベント開催により、子育て家庭の参加の機会を増やした。利用組数が21,635組で、目標値の９割以上を達成したが、目標値以上には至らなかったことから、評価「B」とした。	利用者アンケートをもとにサービス改善を図っているところではあるが、多様な状況にある家庭に配慮した対応をさらに深化させる必要がある。また、より多くの方に子育て支援センターの存在を知ってもらうきっかけを作るため、公式LINEを活用して発信している情報を一層充実させる必要がある。	利用者アンケートを、講座やイベントの開催内容のほか、ひろばの環境設定の見直しに生かす。父親向けの講座、外国にルーツのある家庭向けの交流会やイベントの企画を充実させるなどし、同じ境遇にある保 護者同士のつながりを深めるための取組をする。公式LINEについては、子育て支援センターの情報だけでなく、行政からの情報も発信し内容を充実させる。庁内各課向けに公式LINEの周知を図っていく。	
47	4②	1②			多様な集団活動事業の利用者支援【子ども政策課】	就学前のこどもを対象とした多様な集団活動に係る利用料の支援を行うことにより、集団活動への関わりの機会を醸成する。 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満３歳以上の幼児の保護者に対し、対象幼児１人当たり月額２万円を上限に、負担した利用料の一部を支給する。	対象幼児数	R6年度	25人	増	9人	9人	市内に多様な集団活動事業の利用支援事業の対象施設等基準に適合する施設が開園した。 市内１施設、市外２施設に通園することも９人の保護者に対し、利用料を支援した。	B	令和７年度の多様な集団活動事業の利用者数は、目標９人に対して目標どおり９人であったが、目標値を上回らなかったため、評価を「B」とした。	多様な集団活動事業の利用者が幼児教育・保育の無償化に取り残されないようにすることは必要であり、教育・保育に多様な選択肢を提供することは望ましいことである。 一方、こども計画で量の見込み、確保内容を定めているものの、多様な集団活動事業の利用者を増やすことは目標としての妥当性に欠ける。	多様な集団活動事業の利用者が幼児教育・保育の無償化に取り残されないように支援を継続する。	
48	4②				地域子育て相談機関【子ども若者支援課】	気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、子育て支援を行う施設・事業所が、こども家庭センターと連携して相談対応等を行う。	箇所数	R7年度	1箇所	増	0箇所	0箇所	本事業は、既に保育所で実施している地域育児センターや、子育て支援センターで実施している地域子育て支援拠点事業に追加する形で実施することが想定されるが、事業の運営に係る個人情報の管理や人材不足等の課題を解決する必要があり、実施に至っていない。	E	R7実施内容のとおり、本事業を実施するにあたり課題が山積みのため、実施に至っていないため。	中学校区に１か所を目途に、こども家庭センターを補完することを想定した相談機関となるため、既存の相談機関とのすみ分けも含め、本事業を実施するうえで関係機関と調整が必要である。	令和７年度において、鎌倉市、茅ケ崎市、厚木市のみの実施だったことから、引き続き県内他市の動向を注視しながら令和11年度の設置に向けて検討していく。	
49	4③				おだわら子ども若者教育支援センター運営事業【子ども若者支援課】	妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壮年期に至るまで、教育と福祉が連携した、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行うため「おだわら子ども若者教育支援センター」を設置し、相談者や施設利用者（つくしんぼ教室、しろやま教室、通級指導教室等）が安心して利用できる環境を整える。	施設開設日数	R6年度	243日	維持	243日	240日	妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壮年期に至るまで、教育と福祉が連携した、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行うとともに、相談者や施設利用者が安心して利用できる環境を整えるため、優先者駐車場の整備を行った。	A	開設日数は目標値に達しなかったが、教育と福祉の連携による継続的な支援体制の充実に加え、利用者が安心して利用することができるような環境整備にも取り組んだことから、利用者のニーズを踏まえた総合的な支援の充実が図られたため。	多様化・複雑化する相談ニーズに対応するため、職員の専門性の向上や関係機関との連携体制を継続的に充実させることが必要である。	平成５年12月建設の建物であるため、経年劣化が見られる箇所は、財産管理課と調整しながら優先順位を付けて対応していく必要がある。	

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
50	5①				若者の貧困対策となる各種取組の推進【子ども政策課、教育指導課、産業政策課】	こども計画庁内推進委員会による庁内推進委員会による庁内連携により、貧困対策をこども計画の重要な取組として推進・着実な実施を行う。	こども計画庁内推進委員会の開催回数	R7年度	1回	維持	1回	1回	こども計画を策定してから初めての推進委員会を開催した。若者の貧困対策となる各種取組について、計画にも掲載されていることから、計画の概要を共有するとともに、計画の推進体制について意見交換した。 また、施策会議や分科会の概要を共有した。	B	令和７年度は目標値どおり１回開催できたため、評価を「B」とした。	若者の貧困対策の取組が他部局にまたがったり、こども計画の対象者や施策内容が広範囲におよぶことから、推進委員会として貧困対策推進に特化した取組を行うことが難しい。	こども計画の理念や目標を庁内に継続的に共有し、各課で計画に位置付けた個別事業を着実に実施することが重要であると考える。令和８年度は実施状況を評価する初めての年であり、進捗状況を正確に把握することが求められる。そのため、推進委員会に対して評価方法や関連情報を提供し、適切な評価が行われるようにする。	
51	5①				市営住宅入居考査時の配慮【建築課】	入居考査の住宅困窮度を点数化するにあたり、子育て世帯に加点し、入居しやすくなるよう配慮する。	市営住宅に入居しやすくするための事業で、入居数等は社会情勢にも左右されるため、指標を設けることになじまない。	－	－	－	－	－	令和７年度定期募集における入居考査では、子育て世帯１世帯の申込みがあり、加算をした。	B	申込があった子育て世帯に対し、的確に加算をすることができた。 問題なく、入居考査において加算することができたため、評価を「B」とした。	より多くの子育て世帯の方に市営住宅に応募してもらうため、広く情報発信する必要がある。	令和８年度も引き続き、入居考査において子育て世帯への加算を実施する。 今まで使用していなかったSNSを活用して、定期募集の情報を市民に向けて発信していく。	
52	5①				児童生徒就学支援事業【教育指導課】	経済的支援を必要とする児童生徒の家庭を対象に、学校給食の現物給付、学用品費や通学費、新入学用品費等について支援を行う。	就学援助費及び就学奨励費の支給対象者への支給率	R6年度	100%	維持	100%	100%	経済的支援を必要とする児童生徒の家庭を対象に、学校給食の現物給付、学用品費や通学費、新入学用品費等について支援を行った。	A	経済的支援を必要とする就学援助費及び就学奨励費の支給対象者へ、学校給食の現物給付、学用品費や通学費、新入学用品費等を支給した。		引き続き、経済的支援を必要とする児童生徒の家庭を対象に、学校給食の現物給付、学用品費や通学費、新入学用品費等について支援を行う。	No.163と同事業
53	5①				高等学校等奨学金事業【教育指導課】	経済的な支援を要する生徒の高等学校等への就学に際し、奨学金を支給する。	奨学金支給件数	R6年度	100件	維持	100件	87件	経済的な支援を要する生徒の高等学校等への就学に際し、奨学金を支給した。	B	経済的な支援を要する生徒の高等学校等への就学に際し、奨学金を87件、3,480,000円支給できた。	令和８年度以降、毎年4,000千円の奨学金支給を続けた場合、R12年度末に基金残高が1,312,624円となり、基金による事業遂行ができなくなる。	引き続き、経済的な支援を要する生徒の高等学校等への就学に際し、奨学金を支給する。	
54	5①				部活動活性化事業【教育指導課】	専門的な指導が可能な部活動指導員や部活動地域指導者等の派遣を行うとともに、各種中学校大会等の円滑な運営や参加生徒の経済的負担軽減のための支援を行う。	なし （総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	部活動指導員６名の配置および部活動地域指導者45名を派遣した。併せて、各種大会等の円滑な実施に向けた支援を行った。	B	部活動指導員および部活動地域指導者は各校の要望に応じて人材を活用することができた。また、各種大会等への支援は、これまでと同様に行うことができた。	市内全部活動に外部人材を活用することができていない状況である。より多くの外部人材を活用するために、予算の確保が課題となる。	部活動指導員および部活動地域指導者については、引き続き各校へ周知を図り、各校からの要望にできる限り対応していきたい。	
55	5①				子どもの学習・生活支援事業【福祉政策課】	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行う。	参加人数（延数）	R6年度	431人	増	411人	531人	NPO法人子どもと生活文化協会（CLCA）へ委託して実施 「ふらっと城山」 日時：毎週土曜日　定員：20人程度 「CLCA事務所」 日時：隔週木曜日　定員：10人程度 総実施回数：72回　総参加者数：531人	A	高校進学希望者全員合格。参加者からはテストで満点に近い点数をとることが出来た等の喜びの声も届いており、学力向上を図ることができたため。	生活保護世帯、困窮世帯を対象としているため、本事業を必要としている世帯への効果的に周知することが難しい。障がいの疑いや、いわゆるグレーゾーンの児童を受け入れた際に、療育専門の機関ではないため、対応に困難が生じる場合もある。	中学3年生の受験生全員が高校へ進学できるよう学習の場を設け、学校や家庭についての相談を受け、児童・生徒の居場所として機能するよう、事業を実施していく。	
56	5①				生活困窮者自立相談支援事業・就労支援事業【福祉政策課】	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及びその家族その他関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を図る。	こどもや子育て世帯に限ったものではなく指標の設定になじまない	－	－	－	－	－	生活困窮者及び生活困窮者の家族、関係者からの相談に応じ、その世帯が抱える課題を評価・分析し、個々人の状態にあったプランの作成や関係機関との連絡調整等の支援を行った。	B	生活困窮者本人やその家族、関係者からの相談に応じ、その世帯が抱える課題をアセスメントし、状況に応じた支援プランの作成や助言を行い、関係機関との連絡調整等を行うことができたため。	当該事業に子どもや子育て世帯が該当する場合は、子ども若者支援の所管課との連携をさらに強化する必要がある。	引き続き、生活困窮者等からの相談に応じ、個々の状況にあった支援を実施していく。	
57	5①				家計改善支援事業【福祉政策課】	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者と一緒に家計の状況を明らかにして、家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言を行う。	こどもや子育て世帯に限ったものではなく指標の設定になじまない	－	－	－	－	－	家計に困り事を抱える生活困窮者に対して家計の改善のプランを作成する等の支援を行った。	B	家計管理に課題を抱える生活困窮者に対して、家計表の作成や関係機関への同行支援等を行い、家計改善に向けた支援を行うことができたため。	当該事業に子どもや子育て世帯が該当する場合は、子ども若者支援の所管課との連携をさらに強化する必要がある。	引き続き、生活困窮者等からの相談に応じ、個々の状況にあった支援を実施していく。	
58	5①				生活保護制度による支援【生活援護課】	生活困窮者に対して、国の定める基準により、その困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の８種類の扶助費を支給する。	生活保護利用世帯数やそのうちの母子世帯数等を把握することはできるが、その増減を目標値とすることは事業の目的にそぐわない。	－	－	－	－	－	国の定める基準に従って扶助費を支給した。生活保護利用世帯数2,872世帯（うち母子世帯数111世帯）※令和８年３月の数値	B	数値目標は設定していないが、計画の事業内容のとおり実施した。	生活保護利用世帯へのケースワーク業務及びそれ以外の生活保護業務（医療関係事務、経理事務など）を適切に遂行するための職員体制の充実	生活保護法に基づき、適切な処理を行い扶助費を支給し、子どもの貧困支援をしていく。	
59	5①				住居確保給付金支給事業【福祉政策課】	生活困窮者のうち離職又はこれに準ずる事由により経済的に困窮し、居住する住宅を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し給付金を支給する。	こどもや子育て世帯に限ったものではなく指標の設定になじまない	－	－	－	－	－	離職・廃業や減収等により住宅を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動ができるよう、住居確保給付金を支給した。	B	離職・廃業や減収等により住宅を失うおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動ができるよう、家賃相当分を補助できたため。	当該事業に子どもや子育て世帯が該当する場合は、子ども若者支援の所管課との連携をさらに強化する必要がある。	引き続き、生活困窮者等からの相談に応じ、個々の状況にあった支援を実施していく。	

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
60	5②	1①			早期発達支援事業【子ども若者支援課】	行動面や情緒面において支援を必要とするこどもについて、保育所・幼稚園等において適切な支援を行うことができるようにするため、心理士等が各施設を訪問し支援方法等について検討し、支援者の専門性の向上を図る。	実施施設数	R5年度	58園	維持	58園	50園	個別の配慮を必要とする乳幼児に対し、保育所・幼稚園等において適切な支援を行うことができるようにするため、療育に係る専門のスタッフが各施設を訪問し、行動観察及びカンファレンスを実施。また、支援が必要な乳幼児に対する支援技術等に関する講習会やケース検討会を年４回ずつ実施した。	B	他事業で、各園への訪問も含め連携をとることや、早期に相談を開始することにより療育（児童発達支援事業等）に繋がっているケースが増えてきていることもあり、訪問園数や実施回数はやや減少した。集団での支援方法に関して園からのニーズは高い。講習会やケース検討会は、公立園だけでなく民間からも多くの参加希望があった。	年間で日程調整をし、各園年２回の訪問を基本としている。園や保護者が困り感や助言を必要とする場合にタイムリーに訪問することが叶わないことがある。 未就学児の発達支援に関して、いくつかの事業や相談等があり、それぞれ対象や目的についての周知を各園にしっかり行っていく必要がある。	本事業では、まだ相談に繋がっていないケースを中心に対象としていくとともに、他事業の周知や、関係機関との連携についても助言を行っていく。 講習会やケース検討会で知識や支援スキルを深める取り組みも行っていく。	
61	5②	1①			市障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業【子ども若者支援課、障がい福祉課】	児童福祉法に定める児童発達支援を専門の職員が提供することで、児童の情緒や日常生活に必要な基本動作の習得、集団生活への適応が進むように支援する。	利用延べ人数	R6年度	4,006人	維持	4,006人	4,023人	グループ療育と専門的訓練(相談)を行った。市内に児童発達支援事業所が次々と開所したため、保護者がこどもの姿や都合に合わせて療育の形態や頻度を選べるようになってきている。他事業所の併用や専門的訓練(相談)のみの利用など多様な利用に対応した。	A	他事業所の受け入れ数が増え、その利用数は増加しているが、つくしんぼ教室の利用を希望したり状況的に相談等が必要なケースはまだ多くあり、利用延べ人数は目標値を上回った。	他事業所の併用等が増えたため、こどもと保護者の状況把握が以前よりも難しくなった。個別支援計画の共通理解や事業所間の連携を丁寧に行い、アセスメントや療育のねらい、対応等についての共有をして療育の質の担保を図る必要がある。	療育の待機児を作らないように年間を通じて利用の相談を受け入れる。様々なケースについて必要に応じて他の機関と連携をとり、こどもと保護者が安心して過ごせる環境を作ると共に、幼稚園、保育園、小学校、他の児童発達支援事業所等に繋げて行く。	
62	5②③	1①			保育所等訪問支援事業【子ども若者支援課】	主につくしんぼ教室において、児童発達支援を利用しているこどもを対象に、療育を専門とする保育士と心理士等が保育所等を訪問して必要な支援を行い、つくしんぼ教室と保育所等の両面から療育効果の向上を図る。	保育所等訪問回数	R6年度	41回	維持	41回	49回	R7年度は心理士のほかに保育士も帯同する事が増えたため、具体的なアドバイスで保育にすぐに生かせる提案をした。つくしんぼ教室の療育にも実際の情報を取り入れた。1ケースで年間2回訪問するほか、保訪をきっかけにして、そのほかの機会にも必要に応じて電話連絡等で連携を行った。	A	保護者と幼稚園（保育園）からの実施希望が多く、必要度も増したため実施回数が増加し、目標値を上回った。保育士が帯同するようになり内容的に具体的な発達支援の専門技術を提供し連携・協力体制の構築を行った。	幼稚園（保育園）に発達支援が必要な子どもが増える一方でインクルーシブ保育の実践が求められるようになり保訪の必要度が増している。訪問先との日程連携調整や専門職の確保等が課題である。	新たに訪問をする園を開拓すると共に、発達支援を必要とする子どもが地域で安心して過ごせるように地域全体でのインクルーシブな環境づくりをしていく。小学校や他事業所にも訪問できる準備も行いたい。	
63	5②				放課後等デイサービス事業所医療的ケア提供体制整備助成事業【障がい福祉課】	医療的ケア児の日中活動の場を確保するため、看護師を配置し医療的ケア児を受入れている放課後等デイサービス事業所に対し、費用の一部を助成する。	利用日数	R6年度	552日	維持	552日	512日	看護師を配置し医療的ケア児を受入れている放課後等デイサービス事業所に対し、費用の一部を助成した。	A	想定日数の98%近く助成の対象日数があったため、評価を「A」とした。	市内に30件を超える放課後デイサービス事業所があるが、医療的ケア児を受け入れ可能な事業所がR7年度末時点で２事業所のみとなっている。そのため、通える事業所・日数が限られる。	新たに開設予定の放課後デイサービス事業の中で医療的ケア児の受け入れを行う予定の事業所があれば、助成事業の案内を行う。	
64	5②				障がい児通所支援事業【障がい福祉課】	障がい児や発達に課題のある児童が、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業を利用し、生活能力の向上、集団生活への適応等に必要な訓練、その他のサービスを受けることを支援する。 療育を必要とする児童に必要な支援が公平に行き渡るような支給基準の設定や、保育所等訪問支援の積極的な活用を検討する。	保育所等訪問支援の利用者数（12月時点）	R6年度	50人	増	30人	44人	児童福祉法に基づき、療育を必要とする児童に必要な支援が公平に行き渡るよう、障害福祉サービスの支給決定を行った。	A	保育所等訪問支援の利用者数が目標値を上回ったことから評価を「A」とした。	社会福祉法人以外の株式会社などの民間事業者の参入により、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの事業所・利用者数は急増し、障がい福祉サービス費は増加の一途をたどっている。こうした中、児童の計画相談支援の利用率は36%のみであり、セルフプランが上回っていることが課題となっている。	地域における相談支援体制の充実に向け、新規計画相談支援事業所へのフォローアップや、３機関（基幹相談支援センター、県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーション、行政）合同による各事業所への運営支援を引き続き行っていく。	
65	5②				障がい児保育促進事業【保育課】	障がいのある児童や発達に特性のある児童の受け入れに係る保育体制の充実を図るため、保育士の確保に必要な経費を支援する。 また、研修などの機会を通じて、対象児童の特性への理解や対応を学ぶことにより、更なる体制の充実を図る。	研修参加園数	R7年度	28園	増	20園	21園	障がいのある児童や発達に特性のある児童の受け入れに係る保育体制の充実を図るため、保育士の確保に必要な経費を支援した。 また、発達障がいに係る保育のスキルアップや研鑽を図るための講習会やケース検討会を各年４回実施し、保育所等の参加を促し、対象児童の特性への理解や対応を学ぶことにより、更なる体制の充実を図った。	A	年４回開催した講習会への参加園数が目標を上回ったため。	障がいのある児童や発達に特性のある児童の受け入れは年々増加しており、対応する保育士の確保や雇用経費への補助の財源確保が困難になることが見込まれる。	障がいのある児童や発達に特性のある児童の受け入れに係る保育体制の充実を図るため、保育士の確保に必要な経費を支援する。 また、研修などの機会を通じて、対象児童の特性への理解や対応を学ぶことにより、更なる体制の充実を図る。	
66	5②				障害福祉サービス等給付事業【障がい福祉課】	障害者総合支援法に基づき、障がい者が利用できる障害福祉サービスを給付する事業である。ひきこもり状態の若者や精神障害者も含め、障がいのある方に対し、就労に向けた訓練や生産活動を行う就労移行支援や就労継続支援などの訓練等給付を実施している。	計画相談支援支援 実利用者数	R6年度	1,450人	増	1,250人	1,219人	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの支給決定を行った。	A	目標の97.5%を達成していることから「A」と評価した。	社会福祉法人以外の株式会社など、民間事業者の新規参入により事業所数は年々増加し、サービス利用者数も増加している。こうした中、地域における相談支援体制を充実させることが課題となっている。	地域における相談支援体制の充実に向け、新規計画相談支援事業所へのフォローアップや、３機関（基幹相談支援センター、県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーション、行政）合同による各事業所への運営支援を引き続き行っていく。	
67	5②				心身障害児福祉手当給付事業【障がい福祉課】	心身に障がいを有する児童の生活の向上と福祉の増進を図るため、保護者に対し手当を支給する。	小田原市心身障害児手当の受給者数	R3年度	190人	維持	190人	195人	国制度の障害児福祉手当を受給していない障がい児の保護者（小田原市に引き続き１年以上住所を有する者に限る）に対し、手当を支給決定を行った（月額2,000円、生活困窮者については1,000円を加算）。	A	手当の受給者が目標値を上回ったことから評価を「A」とした。	制度の対象になっているのに申請していない方がいる可能性がある。	引き続き心身に障がいがある児童の保護者に手当を支給する。対象となる方へは、手帳を受け取る際に窓口で制度説明を行うなど、制度の周知を努める。	
68	5②				育成医療給付事業【障がい福祉課】	障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため、医療が必要である児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。	育成医療の利用者数	R6年度	10人	維持	10人	0人	障害者総合支援法に基づき、障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため、医療が必要である児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費に係る支給認定を行った。	D	制度としては実施していたが、育成医療の利用者数（支給認定者数）が０人であったため、評価を「D」とした。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、今後も確実に実施する必要がある。	引き続き障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため、医療が必要である児童に対し、支給決定を行っていく。	
69	5②				障がい児ケア付き通学支援事業【障がい福祉課】	医療的ケア児の通学に付き添う保護者の負担を軽減するため、保護者に代わり看護師等が同行し、医療的ケア児の通学を支援する。	利用回数	R6年度	48回	維持	48回	38回	特別支援学校等の登校時又は下校時に、保護者に代わって、事業所に配置されている看護師が、福祉的有償運送等の車両に同乗し、移動中に医療的ケアを実施した。R7年度は１事業所２名が利用し、38回の利用があった。	B	想定回数の80%弱の利用があったことから、評価を「B」とした。	登校時には事業所が営業時間外であり、シフトの調整が困難である。また、車両に配置する看護師等の人員の確保が困難である。そのため、特定の事業所のみの利用となってしまっている。	登校時の支援に関するニーズはあるが、サービス提供可能な事業者が限られてしまうため、登校の支援に関する代替の方法について、検討を行う。	

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
70	5②				軽度・中等度難聴児補聴器支給事業【障がい福祉課】	障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成する。	補聴器の支給申請者数	R6年度	12人	維持	12人	９人	障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、補聴器の購入又は修理に係る支給決定を行った。	C	利用者が目標値の８割に届いていないため、評価を「C」とした。	県の補助金を活用し、今後も実施する必要がある。	引き続き、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、補聴器の購入又は修理に係る支給決定を行っていく。	
71	5②				医療的ケア児の受入態勢の拡充【保育課、障がい福祉課】	日常的に痰の吸引、経管栄養、胃ろう等の医療的ケアが必要な子どもたちの受け入れが可能な保育園を拡充するとともに、受け入れ実施園と関係機関との連携を図る。	研修参加園数	R7年度	13園	維持	13園	13園	受け入れ実施園の園長・職員や、関係機関の医師・職員を講師とする「医療的ケア児支援者基礎研修」を小田原保健福祉事務所との共催で行った。	A	参加園数は同数であったが、保健福祉事務所と共催することで、対象とする範囲を２市８町に広げる基礎を築くことができたため。	２市８町の中には、医ケア児を受け入れ態勢の整っていない市町もある。本市でを２市８町に広げる基礎を築くことができたため。	小田原保健福祉事務所より、県が主体で実施したい意向があったので、徐々に移行していく予定である。ただし、市内関係者への周知は、今までと同様に広く行う。	
72	5⑤				地域自殺対策強化事業【健康づくり課】	自殺対策を支える人材の育成の一環として、ゲートキーパー養成研修の実施や、困ったときに助けを求められるよう、児童生徒のSOSの出し方に関する教育の対象を拡大し、小学６年生を対象に実施する。	ゲートキーパー養成講座の受講者数	R3年度	400人	増	150人	67人	養成講座実施人数 健康おだわら普及員：20人 小田原市新採用職員：47人	D	令和7年度は市内の看護専門学校や大学など5か所を対象にゲートキーパー養成講座の拡大を計画したが、各学校の調整依頼に留まり実施に至らず例年通りとなった。	各学校のカリキュラムがしっかり整っているため、新しい講義を追加するための時間調整がすぐには出来なかった。そのため、引き続き学校に対し依頼していく必要がある。	令和8年度は看護専門学校1か所で講座を実施予定。	
73	5⑤				交通安全運動推進事業【地域安全課、（保健給食課）】	小田原警察署や各関係機関・団体と連携を図りながら、交通安全対策に取り組むとともに、保育園、幼稚園、小学校、高齢者等を対象に交通教室を開催し、交通ルールや交通マナーの教育、啓発を行う。	交通教室受講人数	R6年度	14,000人	増	12,000人	10,471人	保育園等を対象に交通教室を開催し、交通ルールや交通マナーの教育、啓発を行う。	B	交通教室は各種団体からの要望を受けて実施するため、要望が少ない年度には実績値が減少する。 目標値の９割程度であることから、評価を「B」とした。	交通教室の認知度を上げ、さらに多くの団体から要望を受け、交通安全について教育・啓発を行う必要がある。	自治会や老人クラブといった、成人向けの交通教室の周知を積極的に図っていく。	
74	5⑤				地域防犯灯整備事業【地域安全課】	夜間における地域住民の通行の安全を確保するため、ESCO事業を導入し、LED防犯灯の整備と管理を行う。	防犯灯新設数	R6年度	54灯	維持	54灯	22灯	自治会の要望に応じて、22灯の防犯灯を新設した。	D	防犯灯の新設は自治会の要望に応じて設置するため、要望が少ない年度には実績値が減少する。 防犯灯の新設数が22灯で、目標値の６割未満であることから、評価を「D」とした。	通学路や人通りが少ない路地等、夜間の安全を確保するため、防犯灯が未設置の公道に対して設置を進めて行く必要がある。	自治会に対して、防犯灯新設の要件の周知を図っていく。	
75	5⑤				地域防犯力強化事業【地域安全課】	地域住民による自主防犯活動の普及、充実を図るとともに、地域における「顔の見える関係づくり」を構築し、地域の防犯力を高める。	防犯カメラ補助件数	R6年度	4件	維持	4件	5件	自治会の要望に応じて、防犯カメラ５件の補助金の交付を実施した。	A	防犯カメラの補助金は自治会の要望に応じて交付するため、要望が多い年度には実績値が増加する。 防犯カメラ補助件数が５件で、目標値の10割以上であることから、評価を「A」とした。	防犯カメラの映像は、取扱いによっては、プライバシー等を侵害する恐れがあることから、地域住民の意見を集約し、設置に関して異論が出ないよう事前に十分な説明を行う必要がある。	自治会に対して、防犯灯カメラ補助金の要件の周知を図っていく。	
76	5⑤				交通安全団体活動費補助事業【地域安全課】	小田原市交通安全対策協議会に対して活動費を助成する。	補助団体の活動数	R6年度	26件	維持	26件	28件	各季の交通安全運動キャンペーンの実施や、SNS等も使用し積極的な広報周知を28件実施した。	A	各季の交通安全運動キャンペーンを実施するにあたり、SNS等も使用し積極的な広報周知を実施し、目標件数を上回ったため評価を「A」とした。	各季の交通安全運動実施期間において、さらに効果的な啓発活動や広報周知を行う必要がある。	引き続き補助団体が積極的な活動を行えるよう支援する。	
77	5⑤				犯罪被害者等支援事業【地域安全課】	犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等の被害により直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うとともに、日常生活等の支援を行う。	犯罪被害者等支援に係る「総合的対応窓口」の開設日数	R7年度	240日	維持	240日	242日	「小田原市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い支援金を支給したほか、犯罪被害者月間にはパネル展を実施した。 また、事業担当者が犯罪被害者支援ボランティア養成講座（初中級）を受講しスキルアップを図るほか、庁内連絡会議を開催し関係各課の職員に対して情報共有を図り理解促進を行った。	A	市民に対する啓発の実施、各種関係機関との連携、職員に対する理解促進等を実施するとともに、犯罪被害者等の様々な相談に応じる「総合的対応窓口」の開設日数について、目標値を上回り開設したことから評価を「A」とした。	犯罪被害者等に寄り添った相談・支援を継続して実施するにあたり、犯罪被害者等支援事業のより一層の強化・充実を図る必要がある。	「小田原市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等に寄り添った相談・支援を継続していく。 また、事業担当者が犯罪被害者支援ボランティア養成講座（上級）、事業副担当者が同研修（初中級）を受講しスキルアップを図る。	
78	5⑥				児童・生徒の異文化理解の充実【教育指導課】	外国につながりのある児童生徒に対する日本語指導において、教員の指導に協力する日本語指導協力者を必要に応じて派遣する。	なし （総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	外国につながりのある児童生徒に対する日本語指導等協力者との調整を行い、対応することができた。	B	学校からの依頼に応じて、日本語指導等協力者との調整を行い、対応することができた。	指導回数の調整を見通しをもって行い、次年度以降も引き続き協力者を確保できるようにしていく必要がある。	令和7年度と同様に、学校のニーズに対応できるように協力者の意向把握し、迅速な対応をしていく。	
79	5⑦				かながわにじいろほっとスペースの開催【人権・男女共同参画課】	性的マイノリティに関する悩みやお互いの気持ちや経験を共有することにより、当事者の問題解決や克服を図る。神奈川県等と共催し、当事者やその家族を対象とした交流会・相談会を開催する。	こども、若者、子育て当事者に特化した指標なし	－	－	－	－	－	かながわにじいろほっとスペースを以下のとおり、神奈川県等と共催にて実施した。 令和７年６月15日（日）、９月27日（土）、12月21日（日）、令和８年３月14日（土） 各回２時間程度、安心して話し合える相談会を開催し、他会場の結果を含むアンケートでは満足の声を多く得られた。 参加人数：計15人	B	性的マイノリティの方々が自身の気持ちや体験を共有したり、他の方の話を聞いたり、スタッフに相談することができる安心して交流できる場を提供できた。性的マイノリティ当事者のピアサポート相談事業として概ね目的を達成できたと考えられる。	必要としている人に情報が確実に届いているかどうかを、参加者数だけで正確に判断することが難しい。	グループでの交流機会を設けることで、個別相談では得られにくい相互交流や相互作用が促進され、当事者の孤独感の緩和や気持ちの整理、新たな気づきへの助けになっていると考えられるため、令和８年度も継続して事業を実施していく。	

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
80		1①			母子訪問指導事業【子ども若者支援課】	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	訪問件数（延）	R6年度	2,500件	維持	2,500件	2,198件	妊娠期から、乳幼児期にわたるお子さんのいる世帯に対して各家庭に訪問し、個々の抱える問題にそった支援を実施した。	B	実績値は目標値に到達していないが、支援を要する方に対して、家庭訪問を通して支援を行うことができたため。	出生数が毎年減少しており、目標値と実績値は乖離傾向にあるが、抱えている問題が多岐にわたり、継続して支援を要する方が増加しているため、より寄り添った支援が必要になっていること。	継続して、支援が必要な家庭に対し、家庭訪問により、個々が抱える問題に寄り添った支援を展開していく。	
81		1①	1①		出産・子育て応援事業【子ども若者支援課】	子ども子育て支援法に位置づけられ、妊婦の経済的支援を行うため、妊娠であることの認定後に５万円、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に妊娠しているこどもの人数×５万円を支給する。	妊娠届出を出した者のうち妊婦支援給付１回目の支給を受けた妊婦の割合	R6年度	100%	維持	100%	100%	妊婦等の経済的支援を実施するため、妊婦であることの認定後及び妊娠しているこどもの人数の届出後に妊婦支援給付金を支給した。	A	妊娠届出数と比較し、ほぼ全ての妊婦が申請できている。	１回目は心拍確認から２年、２回目は産前８週間から２年の申請期間があり、流産時も２回の申請が可能だが、周知方法が課題である。 妊娠届出時のチラシや産前のアンケートに記載もしているが、目にとまらないことが多いため、制度の周知が待たれるところである。	妊娠・出産期には動くお金が多く、申請が漏れてしまうことがあるため、すぐに対応するように声をかける等、案内の方法を考えること。	
82		1①			乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【子ども若者支援課】	生後４か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	訪問率（訪問者数/対象者数）	R6年度	100%	維持	100%	100%	新生児期に、第1子や第2子以降で支援を要する方については、保健師、助産師など専門職が家庭訪問を実施し、必要な方については継続して支援した。 問題のない第2子以降については、こんんにちは赤ちゃん事業訪問員が、各家庭に訪問し、子育て支援に関する最新の情報提供を実施した。	B	実績値は目標値に到達していないが、出生数に対しほぼ100%で、訪問指導が実施できているため。	家庭訪問が実施できなかった家庭については、市外への里帰り期間が長期間になった方や、未熟児等で入院期間が長くなっている方であるが、今も実施しているが、里帰り先への訪問の依頼や、入院先の医療機関と連携を取っていく必要性がある。	継続して、新生児期の全数の家庭訪問を継続し、個々が抱える問題に寄り添った支援を展開していく。	
83		1①			母子健康教育事業【子ども若者支援課】	妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活が送れ、安全な出産が迎えられるようにママパパ学級を行う。４か月児健康診査時に、離乳食に関する情報を提供する子育て応援講座や、乳幼児健診後の育児不安の軽減を図るための親子教室を実施する。	参加者数（延）	R6年度	3,500人	維持	3,500人	3628人	妊婦とそのパートナーを対象にママパパ学級を実施し、妊娠中や産後についての健康教育を実施した。また、3か月のあかちゃんあつまれ！、おやこ教室を通して親子の関わり方について伝えた。 このほか、地域や看護学校からの健康教育の依頼について対応した。	A	ライフステージに応じた健康教育（教室）の展開ができたため。また、地域との連携も健康教育の依頼を通して実施できた。	親子の関わり方について、おやこ教室を実施してきているが、本課の発達相談等で実施している教室との役割の明確化などをしていく必要性がある。	引続き、ライフステージ毎に必要な健康教育（教室）を実施していく。また、より地域のニーズにあった内容を実施していくようにする。	
84		1①			乳幼児健康診査事業【子ども若者支援課】	保健センターや指定医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の4歳・5歳児に尿検査を実施する。	３歳児健診受診率	R6年度	95%	維持	95%	95%	集団健診として、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査、事後検診を保健センターで実施した。また、個別健診をして、指定医療機関で8～9か月児健康診査を実施した。	A	各健診の受診率も、90%以上を維持しており、健診の必要性等含め理解していただきながら、実施できているため。	国からも実施を推奨されている5歳児健康診査の実施方法等について、今年度検討、医師会など関係機関と共有・連携の必要性があること。	現行の乳幼児健康診査と併せて、5歳児健康診査の実施に向けた検討をしていく。	
85		1①			育児相談事業【子ども若者支援課】	子育て支援センターでの育児相談や、各地区の子育てひろばからの依頼を受けて出張相談を行う。また、おだわら子ども若者教育支援センターはーもにぃでは、電話や来所による相談を随時実施する。	子育てひろばでの相談件数	R6年度	80件	維持	80件	84件	子育て支援センターで保健師が出向き育児相談を実施。また、子育て支援センターで実施するBPプログラムにおいて育児相談の対応をした。 地区からの依頼で子育てひろばにおいて計測や育児相談を実施した。	A	子育て支援センターでの育児相談についても、増加傾向にあるため。	地区からの依頼で子育てひろばでの育児相談対応を行っているが、依頼回数が、令和5年度51回/年だったのに対して、令和6年度45回/年、令和7年度46回/年と減少傾向であること。	引続き、子育て支援センターや地区からの依頼について対応をしていく。	
86		1①	1①		妊婦・産婦健康診査事業【子ども若者支援課】	妊娠中の疾病の予防や異常の早期発見、産後うつの予防や新生児等への虐待予防等を図るため、妊婦（14回）・産婦（２回）に対する健康診査費用の一部を助成する。また、産後、母子等に対して心身のケアや育児等のサポートを行い、安心して子育てできるよう支援する。	妊婦健康診査受診件数（延）	R6年度	10,500件	維持	10,500件	10,994件	医療機関で個別に受診する妊婦健康診査と産婦健康診査について、費用の助成を実施。また、妊娠届出時に受診の勧奨も行っている。 妊婦健康診査　14回分　合計75,000円 産婦健康診査　2回分　合計10,000円	A	健診が必要な妊婦や産婦が安全安心な出産のために、適した時期に健診の受診ができているため。また、産婦健診は産後うつ予防の機会にもなっている。	妊婦・産婦健診は自由診療になるため、医療機関ごとに係る費用に差がある。	妊婦健診については、令和8年度から費用助成について36,000円分追加補助券を発行し、総額111,000円/人と拡充する。また、今まで、費用補助券としていたが、受診券に変更し、健診内容の一定の統一を図る。	
87		1①			子どもたちが子どもらしく居られる（過ごせる・遊べる）場づくり（子ども政策課分）【子ども政策課、みどり公園課、農政課】	子どもたちが様々な体験をしながら時間を過ごせる場や機会の提供について、関係課と調整する。	No.12と同様	－	－	－	－	No.12と同様	No.12と同様	A	No.12と同様	No.12と同様	No.12と同様	
88		1①			休日・夜間急患診療所助成事業【健康づくり課】	小田原市休日・夜間急患診療所にて休日及び夜間における小児科診療を実施するため助成する。	休日・夜間急患診療所開設日数	R6年度	365日	維持	365日	365日	休日及び夜間における一次救急医療体制を確保するため、小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会への診療所の運営費を助成し、休日夜間急患診療所及び休日急患歯科診療所を開設した。	A	休日及び夜間における一次救急医療体制を確保するため、小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会との協力体制を継続して構築し、医療設備や機材等の診療環境を整備を行うことにより365日の診療所開設が実現できた。	「令和７年度小田原市市民意識調査報告書」では「24時間365日安心して医療が受けられる体制が整っていると思う市民の割合」が令和7年度目標値である70%を7.8ポイント下回り、62.2%となっている。365日の医療提供体制を維持しているものの、これらに関する情報が市民へ十分に行き届いていないことが考えられる。	休日夜間急患診療所及び休日急患歯科診療所に関する情報が市民へ十分に行き届いていないことが考えられることから、必要な時に必要な医療が受けれるよう、広報紙や市ホームページ等により、広くよりわかりやすい周知を継続して行う。	
89		1①			小児深夜救急医療事業【健康づくり課、市立病院】	毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施する。	受診者数	R6年度	2,000人	維持	2,000人	1,462人	毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施、 小児・乳幼児の深夜帯における急病に対する医療の確保を行った。 また、小田原市立病院の小児深夜救急診療に対し負担金を支出した。	B	小田原市立病院における小児科の深夜救急医療体制を維持することができ、365日の診療体制が実現できた。結果として1,462人の診療が行えた。	小田原市立総合医療センター（旧市立病院）への負担金の支出を継続し、小児深夜救急医療体制の確保に努める。また、課題にあるように負担金増額の要望の声が届いているが、市からの負担金を直ちに増額することは難しいため、財源となっている県補助金の増額を神奈川県に対して要望していく。		

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
90		1②			認定こども園整備事業【保育課】	教育・保育を一体的に行い、地域における多様な保育ニーズに対応するため、既存の保育所、幼稚園で認定こども園への移行を希望する施設を支援する。また、「公立施設が果たす役割」を具体化する拠点としての「認定こども園」を開設し、幼児教育・保育における最適な環境を整備する。	・整備事業終了・認定こども園数の目標値がない	－	－	－	－	－	園を利用する児童が減少している橋地域の公立幼稚園２園を統合するとともに、これまで橋地域になかった保育機能を追加する形で認定こども園１園の整備を行った。 既存園の移行相談を受け、県との調整を含め条件整理や協議資料作成などに対しての支援を行った。	A	橋地域認定こども園整備事業が完了。 令和８年４月開園に向けて必要な体制が整ったため。 既存園に対する必要な支援は全て実施の上で、県への協議に必要な手続きを可能な範囲まで終えたため。	既存建物の制約や、改築・新築に係る資金面の制約等があり、移行を見送る結果となることが多い。 ※幼稚園の施設整備に係る補助は、県所管	引続き、移行を希望する施設に対し、必要な支援を実施する。	
91		1②			乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【保育課】	生後６カ月から２歳児までを保護者の就労等に関係なく保育所等を利用できる環境を整えることで、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多用な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。	乳児等通園支援事業利用定員数	R7年度	72人	増	0人	0人	令和８年度からの、全国一斉での実施に向け、条例等の整備、小田原市子ども計画代用計画の策定、認可に対する準備等を行ったほか、実施予定であるたちばなこども園での受入れ体制等の準備を行った。	B	令和８年度の実施に向けて準備を進めていたものの、一部の要綱整備が年度末時点で未完了であったことから、評価をBとした。	事業開始時の実施園がたちばなこども園だけであったため、今後は、計画に示した定員確保に向け、公民問わず、実施園を増やすことが課題である。	経過措置となっている特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例化するとともに、実施園を拡げるため、民間園に対する説明等を行っていく。	
92		1②			一時預かり事業【保育課】	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。	一時保育実施園数	R7年度	18園	維持	17園	16園	一時保育実施施設について市HPへの掲載や一覧の窓口配布を行い周知に努めるとともに、受け入れ実績に基づき補助金の交付を行った。	B	人員不足や利用者の減少等により休止や廃止せざるを得ない施設があったため目標には届かなかったが、新たに事業開始を検討する園もあるため、評価をBとした。	人員不足や利用者ニーズの多様化に苦慮する施設がある。	引き続き周知を行うとともに、実施施設への補助を行う。	
93		1②			病児・病後児保育事業費補助事業【保育課】	病気中または病気回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を、病気回復期まで一時的に預かる施設を補助する。	病児・病後児保育事業新規利用登録者	R7年度	200人	維持	200人	261人	新規登録児童の受付及び施設の運営に係る補助を行った。また、他施設での登録情報を共有することとした。	A	新規登録児童について、登録情報を共有することで、登録施設以外でのスムーズな利用につなげることができた。	全体の予約状況を把握できるシステムがないため、利用希望者は個別の施設に空き情報を確認する必要がある。	引き続き、対象施設の運営に係る補助を行うほか、新たに病児施設１箇所の整備を行う。	
94		1②			通常保育事業【保育課】	保護者の就労等で家庭で保育することができない児童を保育所で預かり、保育を行う。配置基準を満たす保育士を確保し、保育の質の向上に努めるとともに、個々の保育所の定員の弾力化や拡充により待機児童の解消を図る。	待機児童数	R7年度	0人	減	4人	4人	保育コンシェルジュによる保育所等入所相談、保育士確保のための就職相談会や就職支援セミナーを開催した。	B	目標に対しては±0人ではあるが、前年度と比較し1名増加しているため。	年齢や地域によって、定員を超過している施設と余裕のある施設との偏りが生じていること。また、保育人材の確保が困難なため、利用定員数を削減している施設が存在すること。	引き続き保育コンシェルジュによる相談受付、及び、保育士確保のための就職相談会や就職支援セミナーを開催する。	
95		1②			民間保育所運営費補助事業【保育課】	民間保育施設の安定運営に必要な給付費及び補助事業を実施することで、安心して保育環境の整備・充実を図る。 特に全国的な保育士不足の中で、保育士の処遇改善や負担軽減に資する取組を支援することで、その新規確保、離職防止を図り、安定的な運営に繋げる。	短時間保育士雇上事業費補助金利用対象職員数	R6年度	60人	増	40人	39人	保育士の処遇改善や負担軽減に資する取組として、短時間保育士の雇上を行っている民間保育施設に対し、対象経費に係る補助を行った。	B	目標値は未達成だが、短時間保育士の雇上により、潜在保育士の復職を促すとともに、保育士の業務負担を軽減し、就業継続や離職防止を図ることができた。	「配置基準を超えて配置された保育士」「かながわ保育士・保育所支援センターに求人登録している」という条件があるため、民間保育施設の求人都合とマッチしない場合がある。	引き続き、利用を希望する施設への補助を行う。	
96		1②			民間保育所等保育士確保支援事業【保育課】	保育支援員の設置や施設のICT化等の保育士の負担軽減に資する取組や雇用保育士の宿舎借り上げ等の働きやすい環境整備に資する取組に対し、補助金を交付するなどの支援を行う。	保育士宿舎借上支援事業費補助金における利用対象職員数	R6年度	38人	増	18人	19人	保育支援員の設置や施設のICT化等の保育士の負担軽減に資する取組のほか、保育士宿舎借上支援事業を利用している民間保育施設に対し、対象経費に係る補助を行った。	A	保育士宿舎借上支援事業は民間保育施設からの利用問合せが多く、保育士の働きやすい環境整備の一助となった。	国への補助金交付申請後に施設から利用希望があった際は、対象とできない可能性がある。	引き続き、利用を希望する施設への補助を行う。	
97		1②			延長保育促進事業【保育課】	保護者の就労状態等に対応するため、通常保育の前後の時間において、時間を延長して保育を行う。	延長保育実施施設数	R7年度	45園	維持	45園	45園	通常保育の前後の時間において、時間を延長して保育を行った。	A	本事業の実施により、保護者の保育ニーズに応えることができた。	当該補助金の制度上、年度末にならないと補助対象となるかがわからない。	引き続き、利用を希望する施設への補助を行う。	
98		1②			乳児保育促進事業【保育課】	低年齢児の保育需要が増えている現状で、乳児（０歳児）の保育を適切に行うことができる環境を確保する。	乳児（０歳児）を年度途中に定員超過して受け入れるため、年度当初から配置基準を超えて保育士を配置している施設数	R6年度	10園	増	8園	7園	乳児（０歳児）を年度途中に定員超過して受け入れるため、年度当初から配置基準を超えて保育士を配置している施設に対して補助金を交付した。	B	乳児（０歳児）を年度途中に定員超過して受け入れるため、年度当初から配置基準を超えて保育士を配置している施設が減少したため。	令和８年度をもって本事業（小田原市低年齢児受入対策緊急支援事業費補助金）の財源となっている神奈川県の補助事業を超えて保育士を配置している施設に対して補助金を交付する。	引き続き、乳児（０歳児）を年度途中に定員超過して受け入れるため、年度当初から配置基準を超えて保育士を配置している施設に対して補助金を交付する。	
99		1②			認可外保育施設への支援事業【保育課】	認可外保育施設において児童の健康や安全衛生面での適切な保育水準の確保を図るため、その経費の一部を補助する。	補助を実施した認可外保育施設数	R6年度	2園	維持	2園	2園	認可外保育施設における、①入所児童の健康診断受診料②調乳・調理担当職員等の保菌検査料③施設賠償責任保険料に係る経費について、補助を行った。	A	補助対象と見込まれる施設から申請があり、補助を行ったため。	現時点で検討事項等はなく、特に問題はないと捉えている。	引き続き、利用を希望する施設への補助を行う。	

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
100		1②			手ぶらで保育スタートアップ事業【保育課】	民間保育所に対し、紙おむつ利用の定額サービス用の備品やお昼寝用コットなど、保護者と保育士双方の負担軽減につながる物品の購入費等について補助する。公立保育所においても、手ぶらで保育に取り組み、負担軽減につなげていく。	実施施設数	R7年度	22園	維持	17園	16園	民間保育所に対し、紙おむつ利用の定額サービス用の備品やお昼寝用コットなど、保護者と保育士双方の負担軽減につながる物品の購入費等について補助を行った。	B	目標値は未達成だが、事業活用後のアンケートによると、民間保育所及び保護者の双方にメリットのある取組として、評価されている。	１園につき１回限りの利用のため、県事業が時限的であると言われており、いつまで継続するか未定である。	公立保育所において、手ぶらで保育につながる取組を実施する。	
101		1②			公立保育所管理運営事業【保育課】	公立保育所の施設等の維持・修繕や、給食の提供、職員の研修、賠償保険関係などを含めた管理・運営を行うことで児童が安心して保育を受けることが出来る環境を確保する。	主食の提供園数	R7年度	6園	増	0園	0園	令和８年度４月からたちばなこども園のほか、10月から公立５園での主食の提供開始を確定させ、それに向けた要綱改正、委託業者の選定、保護者への説明等の準備を行った。	A	令和8年度中に全ての公立保育所及び、こども園で主食の提供ができることとなり、それに向けた準備作業も順調に進んでいることから評価をAとした。	調理室の電源等の工事をはじめ、各園、委託業者との調整や、給食費の徴収に向けた準備など、主食提供の開始に向け、作業することが多い。	公立保育所全園で主食の提供を開始する。	
102		1②			公立幼稚園教育推進事業【教育総務課】	介助教諭等の配置や延長保育の実施のほか、臨床心理士等の派遣や各種研究事業を通じて教諭の資質向上等を図る。	講演会・研究会の開催回数	R6年度	2回	維持	2回	2回	教諭の資質向上を図る目的として、小田原市立幼稚園教育研究会では、大学教授に、喫緊の課題等を考慮したり、個々の資質向上につながる内容（演台）での、講演を依頼した。また、公開保育研究会を実施し、年間を通して研究推進にあたった。	A	実施計画に沿って講演会を開催し、受講者からは、大きな学びにつながったという回答が得られた。また、研究園の職員だけでなく、全職員が他園の公開保育研究会に参加し、研究推進について学ぶ機会となった。	公開保育研究会については、研究に不慣れな職員からは不安や負担感を感じる声もあるため、研究の見通しをもって参加できるようにする必要がある。	小田原市立幼稚園教育研究会では、教育講演や公開保育研究会等の取組を、広範囲に渡って学びの場を提供したいと考え、県西地域の公立幼稚園・こども園と市内の私立幼稚園に周知し、教諭の学びを深め、保育の質の向上を図る。	
103		1②			教育・保育施設等整備事業【保育課】	安全で多様な保育環境の確保サービスに対応できるように、民間保育所等における施設の改築や大規模修繕等に対して助成を行う。 また、就学前児童人口の見通しに応じて保育ニーズに対応するため、その確保方策のための施設整備に対しても支援することで保育及び事業定員の拡大を推進し、待機児童の解消を図るとともに、保育環境の充実を図る。	待機児童数	R7年度	0人	減	4人	4人	施設等の老朽化が進み、大規模修繕の必要が生じた２園に対し、国庫補助を財源にその費用の一部に対し、助成を行った。	B	待機児童数は、本年度の目標値±０。 事業の実施状況として、２件のうち、１件は令和６年度からの継続事業で、予定通り完了した。 残り１件は令和７年度から令和８年度までの継続事業であり、令和７年度分で予算化した支援は、予定どおり支出した。	工事費の高騰が続いており、事業者の資金繰りに影響を及ぼしている。 改築などは国の基準額を基に補助額が決定するが、当初の協議年度の単価に固定されるため、長期間に亘る整備の場合、事業者に掛かる負担が増大する	令和７年度からの継続事業である大規模修繕１件（令和８年度完了）のほか園の建替えに合わせて定員拡大を図る事業者の施設整備に対して、その費用の一部に対し助成を行う。	
104		1②			私立幼稚園教育推進事業【保育課】	私立幼稚園児の内科・歯科検診を補助する。	内科・歯科検診を実施した私立幼稚園（私学助成園）数	R7年度	6園	維持	6園	6園	私立幼稚園児の内科・歯科検診を補助した。	A	対象となる全私立幼稚園に補助金を交付したため。	なし	私立幼稚園児の内科・歯科検診を補助する。	
105		1②	2②		地域子育てひろば事業【子ども政策課】	未就園児の保護者同士の交流や情報交換の場となる地域子育てひろばを運営する。	ひろば参加者数	R6年度	5,000人	維持	5,000人	5,002人	市内23地区で23のひろばが年間延べ313回開催され、5,002人の親子が参加した。 年度中に主任児童委員が不在となり、開催を休止するひろばもあった。	B	令和７年度のひろば参加者数は、目標5,000人に対して5,002人で、目標を達成したため、評価を「A」とした。	年度中に休止となるひろばが生ずるなど、担い手不足が顕在化してきている。	休止中のひろばについては、近隣のひろばの利用を周知するとともに、地域の実情を踏まえ、再開の可能性も含めた今後のあり方を検討する。	
106		1②			森のおくりもの事業【農政課】	地域産木材で製作されたおもちゃを乳幼児に配布することで、感性豊かな乳幼児期から子どもが木に触れながら育つ環境を提供する。	－	－	－	－	－	－	新生児の４か月健診の際に地域産木材で製作した玩具を、844個配布した。	B	概ね計画どおり。４か月健診に参加した親子に対し、地域産木材で製作した玩具を配布することができたため。	新規事業の財源確保のため令和８年度から廃止する。	令和８年度から事業を廃止する。	令和８年度から廃止事業
107		1②			食育実践活動事業【健康づくり課】	地域において食生活実践活動を行っている小田原市食育サポートメイトに食生活実践活動事業として委託し、食に関する知識の普及を図り、保健事業を効果的に実施する。	食育サポートメイト養成の人数	R5年度	15人	増	14人	8人	小田原市は、食育サポートメイト養成講座を受講する者の増加を目指し、若い世代の方にも情報が取得できるようデジタルサイネージや健康づくり課のSNSを活用した募集活動を展開することで講座の認知度向上につなげた。	C	令和７年度は前年度と同数であり、定員数の目標数に未達成であるため。	募集する対象者の年代を20～60歳代としており、年齢制限を設けているため、目標人数に達していない理由の一つであると考えられる。	養成講座の募集に際し、年代には制限を設けずに受け入れる体制をとる。	
108		1②			市民活動団体等が実施している「自主サークル」や保育の場への支援【子ども政策課】	小田原の豊かな自然環境の中で子どもたちが健やかに育っていくための、手作りの子育てサークルや保育の場への支援を行う。	地域こども・子育て懇談会の開催回数	R7年度	2回	維持	0回	0回	市内の各種子育て支援団体のニーズを的確に把握するため、令和８年度から地域こども・子育て懇談会を開催することとし、その準備等を行った。	E	令和８年度から実施するための準備を行ったものの、懇談会自体は開催していないので、評価を「E」とした。	地域のこどもや子育て世帯を支援する団体など、様々な活動主体があり、担い手の確保や活動拠点の維持など、様々な課題を抱えているが、行政として十分に把握できていない。 また、「地域で活動してみたい」「新しく活動を始めてみたい」と考えていても、既存の活動に関する情報が得にくいなど、参加へのハードルを感じている方もいる。 これらの課題に対し、地域の多様な当事者の意見等を市のこども・子育て施策に反映するとともに、地域の多様な関係者のネットワークづくりが必要である。	子育て支援活動に造詣が深い方をアドバイザーに招き、子育て支援団体や子育て当事者などが参加する懇談会を2回開催する。	
109		1②			紙おむつ回収・資源化の取り組み拡大（保育課分）【保育課】	保育士及び利用者双方の負担軽減のため、市内の保育施設（民間も含む）で園児が使用した紙おむつの回収・処分を行う。	保育施設でのおむつ回収・処分率	R7年度	100%	維持	100%	1	市内の認可保育所等（51ヵ所）で発生する使用済み紙おむつを、週３回収集し、保育士及び保護者の負担軽減を実践した。（別に１園は独自に実施）	A	市内の全ての認可保育所等で発生する使用済み紙おむつの分別収集を行い、保育士及び保護者の負担軽減を実施した。	使用済み紙おむつの資源化については、受け入れ可能な資源化施設が遠方しかなく、輸送等のコストを考え資源化できていない状況である。引き続き、資源化の動向を見ながら対応していく。	保育士や保護者から喜ばれている事業であり、引き続き、市内の認可保育所等で発生する使用済み紙おむつの回収を実施する。	

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
110		1②			就職相談会及び就職支援セミナー【保育課】	保育士を確保するため、市内民間保育施設等や小田原短期大学と連携し、潜在保育士や保育士養成施設の学生向けの就職相談会や就職支援セミナーを開催し、事業者と就職希望者が繋がる場を設ける。	セミナー参加者満足度（５点満点）	R7年度	4点	維持	4点	4点	保育士を確保するため、市内民間保育施設等や保育士養成校と連携し、潜在保育士や保育士養成施設の学生向けの就職相談会や就職支援セミナーを開催した。参加者数は21人。	A	セミナー参加者へのアンケート結果及び、就職相談会のブースにおける各園の面談の状況を聞き取りした結果、参加者から概ね良好な評価が得られた。	さらに参加者を増加させるため、様々な媒体を通じての周知が必要である。 参加者アンケートの結果や参加園からの意見等を参考に、更なる内容の充実を図ることが必要である。	小田原私立幼稚園協会の合同就職説明会と同日開催とし、参加者の利便性の向上を図る。 SNS等での発信により、若年層の参加者へのアピールを図る。	
111		1③			就学前教育・保育充実事業【保育課・教育総務課】	子どもを主体とした教育・保育の取組を市全体に拡げていくため、民間施設を含めた幼稚園・保育所の職員等による意見交換会を実施するとともに、公立認定こども園整備へ向けた保育・教育現場での諸課題を整理するため、アドバイザーによる指導を得ながら職員の相互研修を推進する。 小田原短期大学との連携強化	研修会開催回数	R6年度	2回	維持	2回	2回	子ども主体の教育・保育の取組を市全体に広げていくため、民間施設を含めた幼稚園・保育所の職員等による意見交換会を開催し、現場の声を活かした施策の検討を行った。保育・教育現場における課題を明確化するため、専門的な知見を持つアドバイザーによる指導や助言を受けつつ、職員の相互研修をさらに充実させた。	A	計画どおり意見交換会を開催することができ、参加者からは全体的に高い満足度を得られました。参加者同士の意見や知見を共有し、現場の課題解決に向けた具体的なアイデアが多数出されるなど、有意義な成果を得ることができた。	意見交換会の参加者が、特定の施設や立場に偏っている。また、意見交換会で出された意見をどのように具体的な施策へ反映させるかが課題となっている。	職員間の連携力向上やスキルアップを目的としたプログラムを進め、子どもたちにとって最適な支援策を検討・実施する。	
112		1③	2②		家庭教育支援事業【生涯学習課（図書館、子ども政策課、教育総務課、教育指導課）】	家庭教育支援はこどもを主体とした家族への支援として、幼児期、小学校以降、思春期も含めて継続的に行われることが必要である。多様化する家庭環境に対し、地域や学校、行政、事業者等が支えとなり、社会全体で家庭教育や家庭学習への支援、子育て支援の充実といった視点から効果的な取組を進めていく。	家庭教育学級及び家庭教育講演会の参加者数	R6年度	1,600人	増	1,100人	1,653人	幼稚園・保育園、小学校、中学校にて家庭教育学級を２６講座1,626人の参加で行った。家庭教育講演会ではカッセルあゆこ氏による「ゼロから始めるおうち性教育～何でも話せる親子関係を作ろう～」との講演を行い27人が参加した。	A	家庭教育学級の各園各校の保護者等の学級開催の工夫により目標値設定人数を達成することができた。	家庭教育学級を開催する園や学校が固定化してきている点や若干の減少傾向が伺えるため、さらなる周知等が必要。	家庭教育学級のさらなる周知と、家庭教育講演会のテーマ設定や講師選定の工夫を行い参加者を募りたい。	
113		2①			放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【教育総務課】	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	放課後児童クラブ支援員等の配置人数	R7年度	160人	増	160人	162人	全小学校において、放課後児童クラブを開設し、放課後等に保護者が就労や疾病等で家庭にいない児童を対象に、適切な遊び及び安全安心な生活の居場所を提供した。	A	支援員等の配置人数については、目標値160人に対し、実績値は162人（達成率101.25%）となり、目標を上回る人員を配置することができた。	支援級通級児童の増加及び様々な配慮が必要な児童の利用が増加しており、安定した支援員等の確保及び質の向上が求められる。	委託事業者との連携を図り、支援員等が働きやすい環境づくりを推進するとともに、神奈川県等が実施する資質向上研修の情提供を行う等、見守り体制強化への働きかけを行う。	
114		2①			放課後子ども教室推進事業【教育総務課】	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	放課後子ども教室を楽しいと感じている児童の割合	R6年度	84%	維持	84%	78%	全小学校において、放課後子ども教室を開催し、地域の方々の参画を得て、こどもたちの学習支援や体験活動を実施した。	B	年度末に実施しているアンケート結果において、児童の満足度（「とても楽しい」「楽しい」の割合）が78%であり、目標値の９割強であったため。	活動場所の確保が課題となっている。学校の特別教室を利用して実施しているが、低学年の下校時刻には、まだ高学年の教育活動で使用していること等により、放課後子ども教室の活動場所の確保が困難となっている。	学校の協力を得て、子ども教室の活動場所の確保に努めるとともに、活動プログラムの充実を図り、児童の満足度の向上を図る。	
115		2①			児童プラザ管理運営事業【子ども政策課】	子どもや保護者が楽しく安全に遊ぶことが出来る屋内遊び場を運営する。	児童プラザラッコ利用者数	R6年度	30,000人	維持	30,000人	32,986人	指導員を配置した安全な遊び場を提供した。また、こどもたちに人気の高いクライミングウォールの修繕を行った。	A	目標達成率が約110%であるので、「A」と評価した。	施設の老朽化がみられるものの、必要な修繕等は行っており、特段の問題はない。 開設日数も適当であると考えている。	引き続き、指導員を配置し、安全な遊び場の提供を行っていく。 施設開設から30年を経過したため、老朽化が見られるが、適切に管理していく。	
116		2①			交通安全施設の充実【道水路整備課（保健給食課）】	通学路を中心に、道路照明灯、防護柵、道路反射鏡などの交通安全施設の整備や維持修繕を行う。	高齢者、障碍者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づいた整備	R6年度	－	維持	3件	３件	通学路として指定されている歩道のバリアフリー化及び歩道から車道への横断防止対策を実施した。	A	高齢者、障碍者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づいた歩道の改良及び横断防止柵の設置工事を行った。 令和７年度は、目標件数を達成出来たことから、評価を「A」とした。	本件事業は通学路として指定されている道路施設の整備を行っていることから、工事期間中の児童の登下校時の安全確保が必要であり、事前に小学校との合意形成が必要となる。	令和８年度はより多くの交通安全施設の整備や維持修繕を行っていきたい。	
117		2①			市民生活道路の改良事業【道水路整備課】	狭あいな道路の拡幅整備を行うとともに、円滑な通行の支障となっている交差点の改良などを行う。	整備延長	R7年度	－	維持	75m	77m	市道0077の歩道設置や市道3182の道路改良等を行った。	A	予定していた対象工事を着実に実施した。 令和７年度は、目標値以上の道路整備を行ったことから、評価を「A」とした。	用地取得を伴うため、財源確保と共に関係地権者等のご理解、ご協力をいただくことが課題となる。	令和８年度も着実に道路整備を実施していく。	
118		2②			おだわらっ子の約束の普及と実践【教育総務課】	こどもや若者が「ルールを守れない」「しつけがされていない」などの意見を受け、小田原市のこどもたちに守ってもらいたいルール、身につけてほしいことを１０の約束としてまとめ、普及と実践を図る。	HP等での周知・情報発信回数	R7年度	1回	維持	1回	1回	まごころ通信第37号（令和８年３月２日発行）において、「１０の約束」を掲載した。	B	目標値である１回の情報発信を達成した。	まごころ通信以外での情報発信方法を模索する必要がある。	引き続きまごころ通信での情報発信を継続し、普及を図る。 また、まごころ通信以外での情報発信方法を模索する。	
119		2②			全国学力・学習状況調査の結果の分析と活用【教育指導課】	全国学力・学習状況調査の市全体での結果を分析し、各学校での分析と併せて日々の実践で活用できるように配付し支援している。	・学習に対する姿勢や意識が肯定的な児童の割合（小学校） ・学習に対する姿勢や意識が肯定的な生徒の割合（中学校）	R6年度	(小)85 (中)85 %	増	(小) 81 (中) 79%	(小) 77.4 (中) 69.2%	全国学力・学習状況調査の市全体での結果を分析し、各学校での分析と併せて日々の実践で活用するための資料を配付し支援した。	B	全国学力・学習状況調査の市全体での結果を分析し、各学校での分析と併せて日々の実践で活用するための資料を配付、支援したため。	R7年度は中学校理科でCBTによる実施がなされた。R8年度は小中質問紙、及び中学校英語においてCBTの活用が図られているため。学習用端末の活用において現場の困り感に迅速に対応しながらスムーズな運営を心がける必要がある。	小中学校質問紙、中学校英語4技能においてCBTによる実施が計画されている。調査のみならず、事前・事後の作業においても学校現場の運営をサポートが必要である。その後の結果の分析、資料配付等による支援も引き続行っていく。	

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
120		2②			ステップアップ調査の学習習慣等の意識調査、授業評価アンケート等の結果の分析と活用【教育指導課】	ステップアップ調査の学習習慣等の意識調査結果を分析システムを利用して数値化している。それを一人ひとりの児童生徒にあった学習方法を知ることや、教員の指導改善に生かしている。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	市内小中学校の36校において、ステップアップ調査を実施。学習習慣等の意識調査結果を分析システムを利用して数値化した。それを一人ひとりの児童生徒にあった学習方法を知ることや、教員の指導改善に生かした。	B	昨年度に引き続き36校全てにおいて実施。令和6年度の結果を踏まえてどのような伸びが見られたか、その根拠となる取り組みや子どもが得意とする学習方略等を分析し、その後の指導に生かした。	学力の伸びを実感し、良い指導を振り返ることで先生方のモチベーションアップを担保することができた一方で、調査に関わる準備や調査後の作業の多さにより現場の先生方の大きな負担となっている。	全校実施ではなく、希望校のみの実施とし、引き続き一人ひとりの児童生徒にあった学習方法の支援、教員の指導改善を図っていく。	
121		2②			各校の実態や特色を生かした学力向上プランの推進【教育指導課】	ステップアップ調査結果を中心に、教科や学習方法、非認知能力の現状や伸びなど、児童生徒の実態をもとに学力向上プランを作成し活用するよう推進している。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	36校で行った、ステップアップ調査の結果を踏まえて、その結果の活用研修を実施。教科内容の理解や学習方法の得手不得手、非認知能力の現状や伸びなど、児童生徒の実態をもとに学力向上プランを作成し活用するよう推進した。	B	ステップアップ調査の結果を中心に、児童生徒の実態をもとに各校の特色を生かした学力向上プランを作成し活用するよう推進したため。	子どもの見取りの幅が広がり、個々の伸びを重要視する指導の仕方への理解が広がった一方で、調査に関わる現場の負担感が大きい。	ステップアップ調査を中心とした学力向上プランの作成は全校には求めず、これまでのステップアップ調査などで得られた知見を活かし、各校特色を生かした具体的な校内研究の充実、指導改善をより一層図っていく。	
122		2②			郷土学習の充実【教育指導課】	小学４年生で尊徳学習を行い、その学習内容を作品にまとめて展示をするなど郷土学習の充実を図っている。小中学校では、郷土を学ぶための副読本を作成し、郷土学習に活用できるようにしている。	副読本の改定冊数	R6年度	1冊	維持	1冊	1冊	小学４年生で尊徳学習を行い、その学習内容を作品にまとめて展示をするなど郷土学習の充実を図った。小中学校では、副読本を作成し、郷土学習に活用できるようにした。	B	尊徳学習の成果物展示、副読本の改訂を行い郷土学習の充実を図ったため。	尊徳学習及び、副読本の活用を引き続き行っていくことで、郷土小田原を教材とした学習がより多面的に展開されることを推進する必要がある。	令和7年度同様に小学4年生で尊徳学習を行い、成果物の展示などその学習の充実を図っていく。また副読本の改定の順次行っていく。	
123		2①②③			新しい学校づくり推進事業【教育総務課】	「新しい学校づくり推進基本方針」等に基づき、学校配置の見直し等を経て、学校施設の改築・長寿命化改修につなげる。	改築・長寿命化改修に係る設計着手件数	R8年度	3件	増	-件	－	「新しい学校づくり推進基本計画」の策定に向け、教育委員会から新しい学校づくり検討委員会に諮問し、審議を経て、令和８年３月30日に答申を受けた。	B	新しい学校づくりの全体像として、学びの仕組みや学校配置、学校を支える人と体制、学びの環境の再設計を目指す方針が示され、それらの実現に向けた具体的な方策が整理された。	新しい学校づくりは市の様々な取組に関わり、特に、学校再編に伴う避難所・地域コミュニティ機能の変化については、学校の跡地活用や関連する他の計画や施策との整合を図っていく必要がある。	「新しい学校づくり推進基本計画」の成案化に向け、庁内検討組織を設置し検討を進めるとともに、市民説明会や学校関係者、地域等との対話的な協議を行う。	
124		2②			保健推進事業【保健給食課】	年齢に応じた性教育の実施や生活習慣等について、児童生徒や保護者に対して保健指導を進める。	市内の公立11の中学校への性教育講演会の実施	R7年度	11校	維持	11校	11校	市内の公立11の中学校への性教育講演会の実施	A	市内の公立11の中学校へ実施でき、成果については毎年1回開催の「性教育検討会」にて協議され、当該年度の評価を行い、翌年度により良い講演会を行うための意見をいただき、これをもとに、各中学校が企画を行い実施している。	年に1回の開催のため、学校としては複数回の開催を必要としている面がある。	理解を深めるために、講演会の前か後に関係する授業を組むことなどを行うようにする。従来は１つの学年に対して、その学年に合った講演会を実施していたが、全学年で一斉に実施することで、中学３年間で３回聴講できるような開催方法を取り入れる。	
125		2②			食育啓発事業【保健給食課】	望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、児童生徒への食に関する指導の充実を図る。また、子どもと保護者を対象にした食育イベント等を開催する等啓発に努める。	神奈川県産学校給食デーの実施率	R6年度	100%	維持	100%	100%	かながわ学校給食地場産物利用促進運動実施要領に基づき、県産食材を使用した「神奈川県産学校給食デー」を年３回実施するとともに栄養教諭等による食に関する授業を実施した。 学校給食センターにおいて、市民を対象とした「学校給食展」および「給食試食会」を開催した。	A	県の実施要領に基づき確実に実施することができ、目標値を達成することができたため。	食育啓発を目的とした「学校給食展」および「給食試食会」の開催について、より多くの市民等に参加してもらうため、周知方法を工夫する必要があると感じた。	引き続き、市内産食材を含む県産食材を活用した「神奈川県産学校給食デー」を実施する。 広く市民を対象とした「学校給食展」および「給食試食会」の開催について効果的な周知方法を検討していく。	
126		2②			学校給食事業【保健給食課】	公会計化による給食費の徴収管理、給食食材の発注等により安定的に給食を提供するとともに、３品献立の段階的実施、地場産食材の使用率向上を進める。	３品献立の１週間当たりの実施回数	R7年度	1回	増	0.5回	0.5回	３品献立を月２回（年間19回）実施した。 地場産食材活用の取り組みとして、旬の農産物や練り製品、干物などの水産加工品や小田原の海で獲れたサバ・サバフグ・カマスといった水産物を積極的に使用した。	A	３品献立の実施について月２回（年間19回）実施することができたため。 地場産物活用推進事業の取組としてサバ等といった小田原の海で獲れた水産物を使用した給食を提供したため。	３品献立の実施にあたっては、調理工程が複雑になるため、人工が必要となり、調理業務委託の仕様書等の見直しが必要。	引き続き、月２回（年間１９回）実施するとともに地場産物を活用した給食を提供し、使用率の向上を図る。	
127		2②			小田原みなとまつり開催事業【水産海浜課】	子どもたちにみなとまつりで定置網漁業の見学をしてもらうことで、港や海、人とふれあうとともに漁業や水産業に関する知識を深めてもらう。	有料イベントの参加者数	R6年度	1,072人	維持	1,072人	3,197人	みなとまつりで定置網漁業の見学ほか、活きた魚に触る体験等の海にまつわるワークショップを多数実施することで、子どもたちに港や海、人とふれあうとともに漁業や水産業に関する知識を深めてもらった。	A	夏休みの自由研究の参考となるようなワークショップ企画や体験イベントを充実させた結果、有料イベントの参加者数が3,197人と目標を大きく上回ったことから A評価とした。	開催時期が夏季であり、会場内は屋根があるが、乗船イベントは炎天下の中での開催となり、熱中症対策が必須となっており、スタッフを含め安全対策に配慮して開催する必要がある。	子どもたちにみなとまつりで定置網漁業の見学、海にまつわるワークショップ企画等を体験してもらうことで、漁港や海、魚とふれあおり、スタッフとともに漁業や水産業に関する知識を深めてもらう。	
128		2②			保育体験学習事業【保育課】	保育園、幼稚園において中学生が乳幼児とふれあう保育体験学習を実施する。	体験学習参加中学生受入数	R7年度	6人	維持	5人	5人	保育園や幼稚園で中学生が乳幼児と触れ合う保育体験学習を実施した。この取り組みにより、中学生は幼児との関わりを通じて命の大切さや責任感を学び、人とのコミュニケーションや思いやりの重要性を実感する機会を得た。	A	参加者からは「思いやりの気持ちを大切にしたい」「体験したことをこれからの生活にいかしていきたい」「印象に残ったことは、（中略）楽しい会話をしたことで、みんなが笑顔になっていたことです。」といった感想が寄せられ、評価はおおむね良好であった。中学生の心の成長に強く働きかけた。	活動内容や時間が限られているため十分な深い学びを得ることが難しい。	中学生が事前に保育に関する基礎知識を学べる準備講座の充実や、活動後の振り返りを通じて学びを定着させるフォローアップの場を設ける。	
129		2②			外国語教育推進事業【教育指導課】	子どもの外国語に対する興味・関心を高められるよう、外国語指導助手を公立幼稚園や小中学校に配置する。	ALT配置校の割合（%）	R6年度	100%	維持	100%	100%	市内の公立幼稚園や小中学校にALTを配置し、子どもたちが生きた英語に触れ、海外の文化を体感できるような授業を実施した。	B	ALTの配置により、子どもたちの外国語やその背景にある文化に対する興味・関心を高めるような学習活動が実施できている。	ALTの配置日数に限りがあり、特に中学校においては十分とは言えない。	引き続き、公立幼稚園や小中学校・こども園にALTを配置する。配置日数の改善に向けて、検討を進める。	

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
130		2②			健康診断事業【保健給食課】	学校保健安全法に基づき、心臓疾患検診、腎臓疾患検診など児童生徒等の定期健康診断を実施する。	学校健診は法的義務であるため、指標設定になじまない	－	－	－	－	－	学校保健安全法に基づき、適切に児童生徒等の健康診断を実施した。	A	健康診断の実施はもとより、プライバシーや心情を配慮した健康診断が実施できているため、評価をAとした。	プライバシーや心情への配慮、感染対策について、学校側と健診を行う医師との考え方に多少の相違がある。	プライバシーや心情への配慮や感染対策について、健診を行う医師と十分調整しながら、より精度の高い健康診断を実施する。	
131		2②			教育ネットワークシステム整備事業【教育指導課】	教育ネットワークシステムの円滑な運用を図るとともに、授業へのさらなる活用や、学校ホームページ等を用いた情報発信のさらなる充実を促進する。	教育ネットワーク環境整備校数	R6年度	36校	維持	36校	36校	校務ネットワークシステムにて教職員の業務の効率化や正確性を向上した。また、学習ネットワークシステムにてICT活用教育を推進した。	B	大きなシステム障害もなくネットワークシステムを適切に活用できている。既存システムには課題も多くシステム更新で改善する必要がある。	国が進める次世代の校務DXを実現するために、システム更新に向けて検討が必要。	既存システムの安定運用を進めながら、国が進める次世代の校務DXを実現するために、システム更新に向けた準備を進める。	
132		2②			地域とともにある学校づくり推進事業【教育総務課、教育指導課】	学校・家庭・地域が一体的・主体的に協働し、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支える体制を整備し、地域に根差した特色ある学校づくりを推進する。	スクールボランティア活動件数	R6年度	40,000件	維持	40,000件	28,346件	スクールボランティアをはじめ、部活動地域指導者等の地域の教育力を活用し、各幼稚園等・小学校・中学校の教育環境を整備した。	C	スクールボランティアの活動件数の維持を目標としているが、７割程度の実績件数となったため。	スクールボランティア活動件数は減少傾向である。多くの地域住民にこどもの学びと育ちの支援に参画していただけるよう、計画的に、余裕をもって募集を行うことが必要である。	ボランティア募集を計画的かつ、様々な方法で案内することで、より多くの地域住民に参画していただき、地域とともにある学校づくりを推進する。	
133		2②			学力向上支援事業【教育指導課】	きめ細やかな学習環境の整備と児童生徒の学力及び学習の状況を調査・分析することにより、個々の児童生徒の学力の向上を図る。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	ステップアップ調査を中心に児童生徒一人ひとりの「学力の伸び」を経年で測定する。学力及び学習の状況を調査・結果の分析を、研修にて現場の先生方共に行う。それにより、エビデンスに基づいた指導改善を行い、個々の児童生徒の学力の向上を図る。	B	ステップアップ調査を中心として児童生徒の学力及び学習の状況を調査・分析したりした。そして個々の児童生徒の学力の向上を図った。	ステップアップ調査は、子どもの見取りの幅が広がり、個々の伸びを重要視する指導の仕方への理解が広がった一方で、調査に関わる現場の負担感が大きい。	学力の調査分析については、現場の負担を軽減しながら、その向上を図っていく。	
134		2②			学校安全対策事業【保健給食課】	事故防止のために安全教育を徹底し、事故に際しては災害賠償補償制度の利用など円滑な学校運営を行なう。	見守りサービス利用率	R7年度	70%	増	60%	45%	令和7年10月に全校導入が完了。新規加入についての案内を、さくら連絡網等を活用して発信した。就学時健康診断の際に、新1年生保護者向けにチラシを配布した。	C	利用促進のための周知活動を実施したが、加入率は目標値の7割程度にとどまった。	サービス認知度が低い。チラシ配布やさくら連絡網を活用したメール配信、広報おだわらへの掲載などの周知活動を行ったが、情報が行き渡っていない、または理解を得られていない層がいると考えられる。	令和7年度に実施した周知活動を継続しつつ、周知回数を増やす、チラシの内容を見直す、など改善を図る。	
135		2②			学校木の空間づくり事業【農政課】	森林環境譲与税を活用し、地域産木材の継続的利用や教育・学習環境の向上、地域との連携強化など様々な観点から、市内小学校の内装木質化を行う。	内装木質化を行った小学校数	R6年度	1校	維持	1校	1校	富水小学校の内装木質化改修を実施した。	A	内装木質化を行った小学校数目標値１校に対して、１校に改修を実施し、目標値を達成できたことから、評価を「A」とした。	実施にあたっては、新しい学校づくりと（教育委員会）の調整が必要	矢作小学校の木質化を行う。	
136		2②③			学校施設の維持修繕および機能整備の推進【教育総務課】	教育環境の充実等を図るため、施設の維持・管理を行うとともに、施設の老朽化対策・教育環境の向上に資する整備を計画的に行う。	小田原市学校施設中長期整備計画に基づく工事実施率	R8年度	80%	増	－	－	トイレ等の改修工事のほか、中学校特別教室への空調設備設置等を実施した。 ＜トイレ改修＞小学校1校、中学校1校 ＜特別教室空調整備＞中学校5校 ＜給水管改修＞小学校1校、幼稚園1園 ＜床改修＞中学校2校 ＜グラウンド改修＞中学校：1校 ＜屋上防水改修＞小学校1校	B	目標の基準年は令和8年度ではあるが、令和7年度工事を計画どおり実施できたため。	令和7年度時点で学校施設の約85%が築40年以上であり、3年後には90%以上が築40年以上となることから、学校施設の老朽化は喫緊の課題となっている。	引き続き「小田原市学校施設中長期整備計画」等に基づき必要な改修等を行い、安全性の確保や教育環境の維持・向上に努める。 また、「新しい学校づくり推進事業」の進捗に合わせて「小田原市学校施設中長期整備計画」の見直しを行い、教育環境の質的向上を目指す。	
137		2③			個別支援員の配置【教育指導課】	教員の補助者として、その指示のもと、様々な教育的ニーズのある児童生徒に対して、日常生活面や学習面等、学校生活全般にわたってその児童生徒に応じた支援を行う。また、看護師資格を有する個別支援員も配置し、医療的ケア児の支援を行う。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	教育的ニーズのある児童生徒に対して、日常生活面や学習面等、学校生活全般にわたって支援を行う個別支援員等の配置を行った。また、看護師資格を有する個別支援員も配置し、医療的ケア児の支援を行う。	B	個別の支援を必要とする児童生徒は増加しており、より多くの個別支援員等を配置することで、さらに充実した支援を行うことができる。	様々な教育的ニーズを必要とする児童生徒が増加している。	一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な人数の個別支援員等を配置を進めることで学校における支援体制の充実に努める。	
138		2③			ニーズに応じた通級指導教室等の設置【教育指導課】	通常の学級に在籍している様々な課題をもつ児童生徒に対して、一人ひとりのニーズに応じた個別指導やグループ指導を行う。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	通常の学級に在籍している様々な課題をもつ児童生徒に対して、一人ひとりのニーズに応じた個別指導やグループ指導を行った。	B	一人ひとりのニーズや課題に応じた指導を行った。継続して指導を続けることでさらに成果を上げることが期待できる。	通級での指導を必要とする児童生徒が増加するとともに、拠点校までの送迎が難しい等の家庭事情で通級することができない児童生徒がいる。	通級指導を必要とする児童生徒が増加している中、送迎等が理由で通級が難しい児童生徒のために巡回による通級指導を進める。	
139		2③			小田原市特別支援教育推進会議の開催【教育指導課】	特別支援教育の推進に関する事項について研究協議を行い、その総合的推進を図る。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	５月、２月に委員が集まり、小田原市の支援教育の基本的な考え方や条件整備、教育委員会の施策等について話し合いを行った。	B	それぞれの委員の立場から、具体的な意見を伺うことができ、充実した情報共有の場となった。	さらに推進させていくための具体的な取り組みについて、今後を見据えた展開を示していく必要がある。	令和７年度と同様に、年に2回集まり、意見を伺うとともに、令和９年度以降に向けた展開について、方向性を示して意見を求めていく。	

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
140		2③			小中学校特別支援学級訪問【教育指導課】	特別支援教育相談員や担当指導主事が特別支援学級の授業を参観し助言を行う。必要に応じてケース会議を実施する。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	市内全ての小中学校を特別支援教育相談員と担当指導主事が訪問し、授業参観を行い、放課後にケース会（助言、情報共有含む）を実施した。	B	学校から依頼があった児童生徒についての見取りを中心としながら、支援級運営についての助言を行うことができた。	限られた児童生徒が中心となるため、その他の児童生徒についてや、各担任の思い等を十分に把握することが難しい。	市内全ての小中学校を、教育相談員と担当指導主事が訪問し、支援級の運営全体についての情報共有や指導助言を行う。	
141		2③			支援教育研修会の開催【教育指導課】	さまざまな課題をもつ児童生徒の理解を深めるとともに、具体的指導法について研修することにより、これらの児童生徒への指導の充実を図る。支援教育の理念のもと、インクルーシブ教育を推進していくための校内体制の整備について、研修を行う。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	特別支援学級担任経験３年未満のすべての特別支援学級担任及び希望者を対象とした研修と、各校でインクルーシブ教育研修の展開ができる教職員1名以上を対象とした研修を実施した。	B	様々な課題をもつ児童・生徒の理解を深めるとともに、具体的な支援の在り方を学ぶ機会となった。	特別支援学級児童生徒数の増加に伴い、支援の経験が少ない教職員が担任となることも増えてきている。理解や支援の在り方について、引き続き学んでいく必要がある。	令和７年度と同様に、内容を充実させながら研修を実施する。	
142		2③			小田原市支援教育相談支援チームによる専門機関との連携等【教育指導課】	小中学校の校内支援体制の充実や、教育的ニーズのある児童生徒への支援について、学校のケース会議に参加する等して、実践的な指導・助言を行う。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	学校の依頼を受け、国際医療福祉大学（OT,PT）、小田原市立病院（ST）、小田原支援学校等、外部の専門職や、はーもにいの相談員、通級担当職員などが巡回訪問し、実践的な指導・助言を行った。	B	学校からの依頼に応じて、外部機関と連携して日程調整等を行い、対応することができた。	依頼から日程調整をおｋ内、実際に訪問するまで、場合によっては時間がかかることがある。学校によっては、十分に活用できていないこともある。	令和７年度と同様に、国際医療福祉大学（OT,PT）、小田原支援学校等、外部の専門職や、はーもにいの相談員（OT、ST含む）、通級担当職員などが巡回訪問し、実践的な指導・助言を行う。	
143		2③			日本語指導協力者の派遣【教育指導課】	外国につながりのある児童生徒に対する日本語指導において、教員の指導に協力する日本語指導協力者を必要に応じて派遣する。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	外国につながりのある児童生徒に対する日本語指導において、教員の指導に協力する日本語指導協力者を必要に応じて派遣した。	B	学校からの依頼に応じて、日本語指導等協力者との調整を行い、対応することができた。	指導回数の調整を見通しをもって行い、次年度以降も引き続き協力者を確保できるようにしていく必要がある。	令和7年度と同様に、学校のニーズに対応できるように協力者の意向把握し、迅速な対応をしていく。	
144		2④			児童生徒指導充実事業【教育指導課】	小田原市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡会、いじめ予防教室等を開催するなど、いじめ防止対策を総合的に推進する。また、生徒指導の課題に対応するため、中学校に生徒指導員を派遣する。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	いじめ問題対策連絡会を２回実施し、いじめ予防教室は市内全校の小学５年生に実施した。生徒指導員は市内中学校５校に５名を配置した。	B	いじめ問題対策連絡会を２回実施し、いじめ予防教室を依頼している弁護士の報償費が値上がりしていること。生徒指導員の課題としては、年度途中に要望があがった際に、人材を確保することである。	いじめ予防教室を依頼している弁護士の報償費が値上がりしていること。生徒指導員の課題としては、年度途中に要望があがった際に、人材を確保することである。	次年度も令和７年度と同様に、いじめ問題対策連絡会を２回実施し、いじめ予防教室は市内全校の小学５年生に実施、生徒指導員を５校に５名を配置する。	
145		2④			障がいのある児童生徒もみんなで支え共に学び活動するインクルーシブな学校としての充実【教育指導課】	多様な子どもたちが同じ場で学び合う学校を目指していく。障がいのある児童生徒やその保護者の中には、インクルーシブ教育に対して、さまざまな思いをお持ちの方がいる。インクルーシブ教育の推進状況や成果等を数値化して検証することは難しいが、研修や学校訪問等をとおして、その理念や具体的手立て等を共有し、その推進を図る。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	各校でインクルーシブ教育研修の展開ができる教職員1名以上を対象とした研修を実施した。また、希望がある学校へは、県や市から担当指導主事を派遣して校内研修を実施した。支援級訪問と合わせてチェックリストを用いた確認の時間を設けた。市内の半分の学校を対象をしたオンラインでの情報共有を行った。	B	全校対象とした研修を実施することができた。理念や具体的手立てが、それぞれの学校で少しずつ広がってきている。	基礎的環境等のハード面は整ってきている。学校間で差が見られるため、全体的に更なる推進に向け、今後の展開を示していく必要がある。	令和７年度と同様の研修を実施する。学校訪問では、今後の展開に向け、管理職の意見を伺いながら、取組や課題をまとめ、令和９年度以降の方向性を示していく。	
146		2⑤			教育相談員、心理相談員による教育相談【教育指導課】	支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした教育相談を行い、学校・関係機関が連携し、適切な支援を行う。 教育相談指導学級・校内支援室の運営、不登校生徒訪問相談員の配置等により、不登校又は不登校傾向の児童生徒一人一人のニーズに合わせた支援を行い、社会的に自立する力の育成を図る。	教育相談を受けた人数（直近５箇年平均）	R6年度	1,350人	維持	1,350人	1,442人	不登校又は不登校傾向の児童生徒や保護者等を対象とした教育相談を行い、学校や教育相談指導学級等、関係機関と連携し、適切な支援を行えるように努めた。また、校内支援室の運営や不登校生徒訪問相談員の配置等により、支援が必要な児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を行った。	B	相談内容は多岐にわたり、個に応じた支援を必要とする児童生徒が増え、不登校児童生徒数も年々増加傾向にあることから、相談件数は増加している。引き続き関係機関と連携して、個に応じた適切かつ継続的な支援ができるように相談体制を維持する必要がある。	相談内容が多様化・複雑化していることから、今まで以上に関係機関との密な連携や専門的な関わりが求められている。	現在の相談体制を維持するとともに関係機関との連携を深め、一人一人のニーズに適した支援ができるようにする。	
147		2⑤			教育相談指導学級、校内支援室（校内教育支援センター）の設置【教育指導課】	教育相談指導学級、校内支援室（校内教育支援センター）を設置し、運営することで、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立する力を養うことができるようにする。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	教育相談指導学級は「しろやま教室」と「マロニエ教室」の２カ所を設置し、不登校児童生徒の学校以外の学びの場として運営を行った。また、全小中学校いおいて、空き教室や保健室などを校内支援室として位置付けて運営等を行った。	B	教育相談指導学級においては、学校以外の学びの場としての機能が果たせるように継続した運営を行っていく必要がある。また、小学校の校内支援室については担当する個別支援員の拡充が求められている。	教育相談指導学級や校内支援室での学びの保障をどのように行っていくかが課題である。また、個別のスペースを確保するなど環境面の配慮も必要となっている。	現在の運営体制を維持するとともに、校内支援室担当個別支援員の拡充ができるようにしていく。	
148		2⑤			中学校全校への校内支援室担当支援員・指導員、不登校生徒訪問相談員の配置【教育指導課】	校内支援室指導員・校内支援室担当個別支援員、不登校生徒訪問相談員の配置等により、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立する力を養うことができるようにする。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	校内支援室担当個別支援員や不登校生徒訪問相談員の配置等により、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立する力を養うことができるように努めた。	B	校内支援室担当支援員は中学校全校に配置はできており、不登校又は不登校傾向の生徒の教室以外の居場所として成果があがっている。指導員や不登校生徒訪問相談員については全校配置ができていない。	特に不登校生徒訪問相談員については７校に配置しているが、配置できていない中学校には子ども若者教育支援センターはーもにい内の教育相談員が対応しているため、支援の体制としては不十分である。	校内支援室担当支援員の配置を継続することで教室以外の居場所を確保するとともに不登校生徒訪問相談員による登校支援等も充実させていく。	
149		2⑤			小学校全校への校内支援室担当支援員の配置【教育指導課】	学校には行くことができるが、教室には入れない児童生徒の多様な学びの場として、学習面や生活面で個別の支援を行う校内支援室を各校の状況に応じて設置し、校内支援員室担当個別支援員を配置する。	小学校校内支援室担当支援員の配置人数	R6年度	12人	増	4人	4人	学校には行くことができるが、教室には入ることのできない児童生徒の教室以外の居場所として、各校が設置する校内支援室担当の個別支援員の配置を進めた。	B	校内支援室担当の個別支援員を配置ができた小学校では学校に行くことはできるが、教室に入ることのできない児童生徒の教室以外の居場所として機能しており、不登校の未然防止にも繋がっている。	校内支援室を利用する児童生徒が複数いる場合はスペースの確保などの環境面の課題、個別支援員１名での対応の難しさなどの課題がある。また、校内支援室担当の個別支援員を配置できていない学校が多くある。	校内支援室担当の個別支援員を配置を順次進めていく。	

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
150		2⑤⑥			いじめ・不登校への向き合う体制の充実に向けた各種支援スタッフの加配、学校内外における様々な居場所づくりへの支援【教育指導課】	（不登校対応）児童生徒に対する日々のケアや保護者へのサポートの充実、学校の支援体制を確立・強化するための支援を行い、不登校の未然防止をめざす。また、教育相談指導学級や校内支援室の充実、不登校訪問相談員の配置等により、児童生徒が社会的に自立する力を養う。 （いじめ対応）いじめの未然防止のため、学校の状況に応じて生徒指導員等を派遣し児童生徒への支援を行う。また、校内支援室を充実させ、児童生徒が安心して登校できる環境を整える。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	〈不登校対応〉不登校又は不登校傾向の児童生徒や保護者の教育相談の充実や学校への支援体制を確立・強化に努めた。また、教育相談指導学級や校内支援室の充実、不登校訪問相談員の配置等により、児童生徒が社会的に自立する力を養えるように支援を行った。 <いじめ対応> 中学校等に生徒指導員を配置して、指導上の諸問題の未然防止等に努めた。また、小学校の校内支援室に担当の個別支援員を配置して、教室以外の居場所づくりなど環境面の整備を行った。	B	子ども若者教育支援センターはーもにいでの教育相談や小学校へ校内支援室担当の個別支援員等の配置を進めた。	相談内容が多様化・複雑化していること。また、小学校の校内支援室担当の個別支援員の配置が不十分であること。	一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談体制の充実や小学校の校内支援室担当の個別支援員配置を進める。	
151		3①			労働教育事業【産業政策課】	新しい時代に即応できるよう、勤労者の知識の習得を図るために、労働問題講演会を開催する。	参加者数	R6年度	25名	維持	25名	16名	小田原箱根商工会議所と共催で、10月に社会保険労務士を講師として労働講座を開催した。 また、神奈川県と共催で、8月に特定社会保険労務士を講師として労働講座を開催した。	C	参加者数は目標値の6割以上を達成したが、目標値には届かなかったため、評価を「C」とした。	講座内容を時勢のニーズにあったものにする必要がある。	県や商工会議所など関係機関と協力しながら、勤労者の関心の高い話題を取り上げ、受講しやすい時期、時間等を模索しながら、労働講座を開催する。	
152		3①			おだわら起業スクール事業【産業政策課】	新たな担い手となる創業者の発掘と起業家支援を図るため、小田原箱根商工会議所が実施する、おだわら起業スクールに対し、財政支援を通じ、地域経済の活性化を図る。	参加者数	R6年度	40名	維持	40名	40名	５月から７月にかけて、全６回にわたり（土曜日の午後）以下の内容の講義を実施した。 第1回　経営者の心構え、ビジネスコミュニケーション 第2回　マーケティング戦略、売上の具体化 第3回　会計の基礎、収益と収支の違い 第4回　顧客を引き寄せるWEB活用、資金調達 第5回　顧客満足を高めるWEB活用、創業計画書の作成 第6回　ビジネスプランの発表・講評	A	参加者数が目標値を達成したため、評価を「A」とした。	参加人数と卒業者数の間に差異が見られるため、その原因を分析し、個別対応型のフォローアップ方法などを検討する必要がある。	主催者である小田原箱根商工会議所と連携し、引き続き事業を継続していく。	
153		3①			小田原・箱根合同企業説明会【産業政策課】	小田原・箱根地域での就職を希望する卒業予定の大学生等を対象に、地元中小企業とのマッチングを目的として、関係機関との共催により合同企業説明会を開催する。	年間参加者数	R6年度	80名	維持	80名	76名	小田原箱根商工会議所・小田原公共職業安定所と共催で、6月と3月に学生や就職希望の若者を対象に、小田原・箱根地区の企業を知る機会として合同企業説明会を開催した。	B	参加者数は目標値の９割以上を達成したが、目標値には届かなかったため、評価を「B」とした。	開催時期や参加する企業により参加者数が変わるので、開催時期の検討また、参加企業を検討する余地がある。	商工会議所・公共職業安定所と連携・協力しながら、開催方法、時期、周知方法を模索しながら開催する。	
154			1①		民間保育所等副食費補助金【保育課】	物価高騰による食材料費の値上げ分を、各保育所等に支援することで、保育所等における副食費の値上げを抑制し、利用者の負担軽減に繋げる。	補助を実施した施設数	R7年度	28園	維持	28園	28園	物価高騰による食材料費の値上げ分を、各保育所等に支援することで、保育所等における副食費の値上げを抑制し、利用者の負担軽減に繋げる。	A	対象となる全施設に補助金を交付したため。	本事業の財源には毎年度「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を充てているため、交付金が得られない場合補助できない。	物価高騰による食材料費の値上げ分を、各保育所等に支援することで、保育所等における副食費の値上げを抑制し、利用者の負担軽減に繋げる。	
155			1①		幼児教育・保育の無償化【保育課、子ども政策課】	幼児教育の重要性の観点や少子化対策の一環として、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育所、幼稚園等の利用に係る費用を負担する。	目標設定にそぐわないため未設定	－	－	－	－	－	保育所、幼稚園等の利用に係る費用を負担し、子育て家庭の経済的負担の軽減した。	A	保育所、幼稚園等または保護者からの請求に基づき、費用の負担を実施したため。	国が定める基準額により給付額を決定しているが、認可外保育園を活用する場合は、費用負担を考慮しても家庭の実費負担額が多い。	引き続き、利用に係る費用の負担を継続していく。	
156			1①		勤労者融資対策預託金事業【産業政策課】	勤労者の生活の安定と向上を図るため、金融機関に資金を預託し、教育費、医療費、出産費等の生活資金について低金利での融資を行う。	利用者数	R6年度	10件	維持	10件	7件	次世代育成支援の視点から、教育費融資の上限額を500万、返済期間10年以内（４年以内の据置期間設定可）での利用が可能な制度運用を実施した（通常上限200万、融資期間7年）。新規融資額7,390,000円のうち教育費は1件・1,300,000円だった。	C	利用者数が7件で、目標値の7割を達成したが、目標値以上には至らなかったことから、評価を「C」にした。	資金使途が利用者のニーズにあっているか検討する余地がある。	社会情勢を鑑みながら、資金使途の項目について検討し、また、状況に応じた運用を検討していく。	
157			1①		生理用品配置事業【保健給食課】	市立小中学校女子トイレへ生理用品を配置す	学校からの補充依頼に対する配付状況	R7年度	100%	維持	100%	100%	補充依頼のあった小中学校に対し生理用品を配布した。	A	全小中学校女子トイレへの生理用品配置を継続して行い、補充依頼があった際はその都度発注し不足が生じないようにした。	特に無し。事業開始当初は、生理用品への悪戯や、過剰使用が問題になるのではと予想していたが、現状大きな問題は起きていない。	引続き、全小中学校へ生理用品を配置するとともに、学校からの補充依頼に対応していく。	
158			1①		実費徴収に係る補足給付事業【保育課】	低所得者世帯の児童に対し、保育所等の日用品費や教材費、また、幼稚園の副食費の支援を行う。	実費徴収に係る補足給付事業（副食材料費）補助者数	R6年度	58人	維持	58人	44人	低所得者世帯の児童に対し、保育所等の日用品費や教材費、また、幼稚園の副食費の支援を行った。	B	目標値は未達成だが、適時適切に対象者への案内を行い、支援が必要な方への対応ができたため。	所得・多子世帯の判定など、処理が煩雑で事務負担が大きい。	引き続き、対象者に係る費用の負担を継続していく。	

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
159			1①		若者の活躍支援に向けた各種サポート制度の充実（奨学金返済支援等）【子ども政策課】	若者の活躍支援に向け、奨学金返済支援等の各種サポート制度の充実に向けた検討を行う。	支援制度の検討を進めている段階であり、現時点で成果を評価できる指標の設定は困難	－	－	－	－	－	県内における同様の制度の実施状況について調査するとともに、本市で実施した場合の所要額の想定等を行った。 令和８年度から保育従事者に対する奨学金返済支援を実施することとした。	B	広く若者に対する奨学金返済支援の実施には至っていないが、令和８年度からの保育従事者向けの奨学金返済支援の予算措置を行うことができたため、「B」と評価した。	相当な財源を要する事業となるため、他のこども・若者支援や子育て支援施策全体の中での優先順位を見極めていく必要がある。	保育従事者向けの奨学金返済支援の実施状況を確認し、成果を検証していく。	
160			1②		児童手当支給事業【子ども政策課】	18歳年度末までの児童を養育している者に対し手当を支給する。	児童手当延べ支給対象児童数	R７年度	240,726人	減	262,591人	262,674人	延べ262,674人に対し、3,377,960千円を支給した。（児童1人につき1ヶ月10,000円、15,000円または30,000円）	B	目標値よりやや支給対象児童数が多かったが、概ね計画どおりとなった。	法定受託事務として適正に支給していく	法定受託事務として適正に支給していく	
161			1②		子ども医療費助成事業【子ども政策課】	子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。また、これまで設定していた保護者の所得制限を令和５年10月診療分から廃止し、令和６年10月診療分から18歳年度末まで受給年齢を拡大する。	子ども医療費助成対象者数	R6年度	20,323人	減	22,168人	22,225人	所得制限廃止、年齢拡大の未申請者の受付を継続した。	B	目標値よりやや受給者が多かったが、概ね計画どおりとなった。	受給対象者より漏れなく申請を受付ける。	受給対象者より漏れなく申請を受付ける。	
162			1②		未熟児養育医療費助成事業【子ども政策課】	病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を助成する。	未熟児養育医療対象者数	R6年度	24人	維持	24人	20人	病院または診療所に入院することを必要とする未熟児20人に対し、その養育に必要な医療費3,387,942円を助成した。	B	目標値よりやや対象者が少なかったが、概ね計画どおりに実施できた。	病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を助成する。	病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を助成する。	
163			1③		小学校児童就学支援事業／中学校生徒就学支援事業【教育指導課】	経済的に困窮している家庭の児童・生徒の学用品費、通学費等に対し援助することにより、保護者の負担軽減と教育の機会均等を図る。	就学援助費及び就学奨励費の支給対象者への支給率	R6年度	100%	維持	100%	100%	経済的に困窮している家庭の児童・生徒の学用品費、通学費等に対し援助することにより、保護者の負担軽減と教育の機会均等を図る。	A	経済的支援を必要とする就学援助費及び就学奨励費の支給対象者へ、学校給食の現物給付、学用品費や通学費、新入学用品費等を支給した。		引き続き、経済的支援を必要とする児童生徒の家庭を対象に、学校給食の現物給付、学用品費や通学費、新入学用品費等について支援を行う。	No.52と同事業
164			2①		いじめ・不登校に向き合うなどの情報を共有する様々なツールや方法の提供【教育指導課、子ども政策課】	いじめ問題対策連絡会を年２回開催し、いじめの未然防止に関する情報を共有する。	なし（総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	いじめ問題対策連絡会を年2回開催し、様々な関係機関と情報共有を行った。	B	いじめ問題対策連絡会を年2回開催し、関係機関と情報共有を行い、色々な立場からの意見を聞くことができた。		引き続き、いじめ問題対策連絡会を年2回開催し、様々な関係機関と情報共有を行う。	
165			2①		子育て支援情報提供事業（地域情報SNS「PIAZZA（ピアッザ）」）【子ども政策課】	株式会社PIAZZAとの連携協定に基づき、地域SNS「ピアッザ」を活用して、デジタル版の「子育てマップ」などの子育て情報を提供する。また、アプリの利用者同士が子育てに関する情報発信や交換をしたり、相談や質問をしたりすることで、地域の子育て世帯同士のつながりづくりを促進する。	ユーザー数	R6年度	1,817人	増	1,617人	1,802人	子育て支援フェスティバルや子育て支援センターでチラシを配布するなど、アプリの認知度向上を図った。ユーザー数は前年度から238人増加した。デジタル版「子育てマップ」に新規保育施設などの情報を更新した。アプリを活用して、おだたんひろばやファミリーサポートセンターのイベント情報を発信した。	A	目標達成率が約111%であるので、「A」と評価した。	ユーザー数は増加しているものの、ユーザー同士のつながりの数や、投稿・コメント等のアクション数は停滞している。ユーザー数を増やすだけでなく、情報のやりとりをさらに充実させ、ユーザーのアクションを活発化させていく必要がある。	子育て支援フェスティバルにおいてブースを設け、チラシを配布することで参加者にPRする。 子ども政策課以外の行政からの発信が活発になるよう、アプリの活用について庁内に周知する。	
166			2①		子育て支援フェスティバル開催助成事業【子ども政策課】	子育て中の親子が、楽しみながら子育ての知識を得られる「子育て支援フェスティバル」を開催する実行委員会に対し、補助金を交付する。	子育て支援フェスティバル入場者数	R6年度	500人	維持	500人	700人	会場を前年度実施したハルネ小田原うめまる広場から川東タウンセンターマロニエ・マロニエホールに変更し、令和7年8月3日に開催した。参加団体は16団体で来場者は700人で参加団体、来場者ともに大幅な増となった。	A	指標である入場者数が目標値の500人より200人上回ったため、「A」と評価した。	来場者からイベントへの高評価をいただく一方、暑いという声が多く聞かれた。また、多くの子育て関連団体と繋がるため、より多くの団体に参加していただくためには、マロニエホールだけでは手狭である。	川東タウンセンターは、ハルネ小田原に比べスペースが広く、多くの団体に参加していただけるため、引き続き、川東タウンセンターでの実施とする。 より多くの団体が参加できるように川東タウンセンター３階全体を使用することとし、熱中症対策のため、開催時期を５月とする。	
167			2①		女性相談事業【人権・男女共同参画課】	女性相談支援員を配置し、相談体制の充実を図ることにより配偶者等による暴力等からの保護を必要とする女性への支援、一時保護を実施する他、暴力の防止等に関する啓発活動を行う。また、困難な問題を抱える女性に対する相談・支援を行う。	女性相談の対象者には若者や子育て当事者も含まれるが、被害者支援のため、相談件数などは指標にそぐわない。	－	－	－	－	－	女性相談支援員(2名)により、配偶者等による暴力等からの保護を必要とする女性への相談・支援、一時保護を実施した他、困難な問題を抱える女性に対する相談・支援を実施した。また、暴力の防止や相談窓口の周知等に関する啓発活動を実施した。（R7相談件数382件）	B	「若年層の性暴力被害予防月間」、「女性に対する暴力をなくす運動期間」に啓発展示を実施した。また、小田原短期大学の学園祭では、デートDV防止の啓発を実施した。これらの啓発活動により、未然防止の意識向上に努めると共に、悩んでいる人を相談窓口につなげることもでき、啓発事業において成果がだせた	一時保護等の避難が必要なケースであっても、同伴児の進学や、安定的な学校生活、また被害者自身の就労など、本市での生活を諦めることを難しい相談者が多く、結果として危険を承知で加害者との同居を継続したり、近くに居住する相談者が多数存在する。被害者のみが避難を強いられ、不利益を被る構図そのものの解決が望ましいが難しい課題となっている。	配偶者等による暴力等からの保護を必要とする女性への相談・支援、一時保護を実施していく他、困難な問題を抱える女性に対する相談・支援を実施していく。また、暴力の防止や相談窓口の周知等に関する啓発活動も実施していく。	
168			2②		家庭教育学級事業【生涯学習課】	ＰＴＡで実施される学習会や、入園、入学前説明会の際の家庭教育に関する講座等を行う。	研究集会参加者数	R6年度	160人	増	110人	97人	完璧を目指さず、できることから始める「ゆる食育」で子どもの未来を育む講演会を安西仁美氏（認定栄養ケア・ステーション食サポートHabit代表／管理栄養士）により行った。	B	受講者からは高評価や印象に残る講演であったとの感想が多かったが、目標値としての人数をやや下回ったため。	受講者の意見やニーズに沿った講演テーマの設定や、より多くの方に講演会を知ってもらえるよう広報活動や周知の充実を図りたい。	受講者アンケート等から講演内容の設定や講師を選定することとともに、広報活動や周知の充実を図る。	

No.	こども計画の位置付け				事業名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
169			2②		ファミリー・サポート・センター運営事業【子ども政策課】	公的なサービスが提供されない保育施設等までの送迎や保育等終了後の預かりなど、会員同士が支え合う支援体制を整えることによって、仕事と育児の両立を手助けするとともに、子育ての負担感や不安感の軽減を図る。	支援会員数	R6年度	318人	増	283人	306人	会員同士の相互援助活動に関する連絡・調整を行い、こどもの送迎や預かりなどの活動が2,288件実施された。 ひとり親家庭等への利用料補助を延15件行った。 社会福祉法人と連携し、法人スタッフを支援会員として登録した。	A	指標である支援会員数が目標値の283人より23人上回ったため、「A」と評価した。	引続き支援会員を増やしていくことも課題であるが、療育が必要な子どもや、複合的な課題がある家庭への支援についての相談や支援の依頼が増えている。ファミサポだけでは対応が難しいケースであり、専門機関との連携が必要となっている。	「はーもにぃ」との連携を強化していく。これまで必要に応じて連絡を取り合っていたが、定例的に対面で、家庭への支援策、各々の役割分担、支援制度等について共有したり、協議できる体制を整えていく。まずは、11月頃に実施する予定である。	
170			3①②		女性活躍推進事業【人権・男女共同参画課】	女性の職業生活における活躍を推進するため、就業等支援講座の開催や女性のためのキャリア相談などの情報提供を行う。また、企業等で働く女性だけでなく、家庭や地域等あらゆる分野で活躍できる社会を目指し、講座等を開催する。	アンケート調査で、講座等に参加して「内容について理解が深まった」と回答とした割合	R8年度	70%	維持	－	－	次の2つの事業を行った。 ①「女性活躍推進セミナー」令和８年1月24日（土）２名／１月31日（土）３名 満足度100% ②「女性活躍推進講演会」令和８年２月20日(金)59名 満足度100%	C	とくに①について、受講した方にとっては、満足度は高かったが、受講者数が少なかった。	①については、テーマの設定、開催日時、開催方法など今後も検討する必要がある。	①については、令和7年度の実施状況を踏まえ、他市町村の実績なども調査をして、企画する。 ②については、アンケート結果も考慮しつつ、テーマを設定する。企業が対象のため、早めに告知する。	
171			3①		男女共同参画社会に向けた意識改革【人権・男女共同参画課】	一人ひとりが多様な生き方を選択できる社会、役割や責任を分かち合える社会を目指し、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発活動や、男女共同参画に関するセミナーの開催など多様な学習機会を提供する。	アンケート調査で、セミナー等に参加して「内容について理解が深まった」と回答とした割合	R8年度	70%	維持	－	－	以下2つの男女共同参画セミナーを実施した。 ①「女性は本当にケア労働が得意なのか～気づいていない思い込みに気づく～」８月30日（土）19名　満足度　100% ②「あなたは悪くないそのとき何を着ていても」11月21日(金)　17名　満足度100%	B	受講した方にとっては、満足度が高いが、受講者数が定員に達しなかった。	周知については、現在広報おだわらを中心に、ホームページや公式SNSなどを活用しているが、さらなる有益な周知方法について完投する必要がある。	令和８年９月12日（土）に男女共同参画の視点での防災についてのセミナーを開催予定。市民活動団体との協働で関連の展示ブースを設ける予定。	
172			3②		小田原Ｌエール（小田原市女性活躍推進優良企業認定制度）【人権・男女共同参画課】	女性の職業生活における活躍を推進するために、女性活躍推進に積極的に取り組む市内企業等を女性活躍推進優良企業として認定し、市内企業全体の女性活躍推進の機運を醸成する。	こども、若者、子育て当事者に特化した指標なし	－	－	－	－	－	７月１日から９月30日に新規申請と更新申請の受付を行った。 その結果、新規９社、更新37社（ステージアップ7社）の認定をした。これにより、令和7年度までの認定企業は全部で114社となった。	C	新規申請の目標を20社としているが、達しなかった。	新規対象となる市内企業への告知が、なかなかうまく届いていない。制度そのものについての周知も十分でない。	市内企業へDMなどで制度の紹介をする。申請については７月１日から９月30日まで新規申請及び、更新申請を受けつける。	
173			4①		母子家庭等自立支援事業【子ども政策課】	母子・父子自立支援員を設置するほか、技能、資格の取得を支援するための教育訓練給付金や利子補給金等を支給。各種セミナーを実施する。	制度の利用により有利な就業に結びついた件数	R6年度	10件	維持	10件	4件	母子・父子自立支援員を１人配置。母子家庭等に対し、職業能力の向上と求職活動の支援業務を行い、自立支援を図るための相談を370件行い、当該事業を18件実施した。 年度中に当該事業を修了した者が12人おり、４人が制度の利用により有利な就業ができ、４名は年度末時点で未就業、４名は訓練した内容を使わない就業であった。	D	当該事業の年度内の修了者に対し、未就職の者が多かったため、目標値を大きく下回った。	資格試験の受講料は支援の対象外であることやひとり親家庭のため希望する試験日に合わせて受験できないなどの理由のため、当該支援事業の修了後すぐに資格試験を受験しない者もおり、制度の利用により有利な就業ができたか、結果が出るのに時間がかかるケースがある。	社会福祉協議会やハローワークと連携して自立支援の促進に取り組む。 また、新規の支援事業として令和８年７月から「ひとり親家庭学び直し支援事業」を実施する。	
174			4①		ひとり親家庭等日常生活支援事業【子ども政策課】	ひとり親家庭等が自立に必要な事由や疾病などにより、一時的に介護・保育などの支援が必要になった場合に、家庭生活支援員を派遣する。	No.173と同様	－	－	－	－	No.173と同様	No.173と同様	D	No.173と同様	No.173と同様	No.173と同様	家庭生活支援員の派遣は現在行っていない。
175			4①		市営住宅への入居優遇（ひとり親）【建築課】	ひとり親の市営住宅への入居にあたり、優先度を高めるよう配慮する。	市営住宅に入居しやすくするための事業で、入居数等は社会情勢にも左右されるため、指標を設けることになじまない。	－	－	－	－	－	令和７年度定期募集における入居考査では、ひとり親の方１世帯の申込みがあり、加算をした。	B	申込のあったひとり親の方に対し、的確に加算をすることができた。 問題なく、入居考査において加算することができたため、評価を「B」とした。	より多くのひとり親の方に市営住宅に応募してもらうため、広く情報発信する必要がある。	令和８年度も引き続き、入居考査において一人親の方への加算を実施する。 今まで使用していなかったSNSを活用して、定期募集の情報を市民に向けて発信していく。	
176			4①		ひとり親家庭等医療費助成事業【子ども政策課】	ひとり親家庭の親と子の医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。	ひとり親家庭等医療費助成対象者数	R6年度	2,900人	維持	2,900人	2,791人	ひとり親家庭の親と子2,791人の医療費について、111,557,334円の保険診療の自己負担分の助成を行った。	B	目標値よりやや対象者が少なかったが、概ね計画どおりに実施できた。	特になし。	ひとり親家庭の親と子の医療費について、保険診療の自己負担分の助成を行う。	
177			4②		児童扶養手当支給事業【子ども政策課】	父母の離婚・父の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育する者に対し手当を支給し、母子世帯または父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する。	児童扶養手当延べ受給者数	R６年度	13,500人	維持	13,500人	13,155人	延べ13,155人に対し、613,810,350円を支給した。	B	目標値よりやや対象者が少なかったが、概ね計画どおりに実施できた。	法定受託事務として適正に支給していく	法定受託事務として適正に支給していく	
178			4③		母子・父子寡婦支援事業補助金【子ども政策課】	母子・父子・寡婦家庭の経済的自立とお子さんの福祉のために、神奈川県が実施する貸付制度で、貸付の目的に応じて資金の名称や内容がある。	補助件数	R6年度	1件	維持	1件	32件	母子・父子自立支援員を１人配置。母子家庭等に対し、職業能力の向上と求職活動の支援業務を行い、自立支援を図るための相談を370件行い、当該貸付を32件実施した。	A	計画どおり実施できた。	県より権限移譲された事務であることを理解して適正に対応する。	県より権限移譲された事務であることを理解して適正に対応する。	

こども計画評価報告（令和７年度実施事業分）　　【資料3-2】

No.	こども計画の位置付け				事　業　名【関係課】	事業内容	指標名	基準値（年度）	目標値（R11年度）	方向性	R7年度		R7実施内容	総合評価	評価理由	課題	次年度（R8年度）の展開	備考
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ							目標値	実績値						
179				１①	こども・若者の意見を聴取し、意識や考え方を把握する取組（こども・若者の意見表明権推進の取組）【子ども政策課】	こども・若者にとって、自らの意見が聴かれることで、自らが社会に影響を与え、変化をもたらす経験となり、自己肯定感や自己有用感を高め、社会に主体的に関わることの意義を感じさせる有効な仕組みを構築します。	意見聴取の仕組みづくりの検討を進めている段階であり、現時点で成果を評価できる指標の設定は困難	－	－	－	－	－	こども・若者施策会議の分科会として、「プロジェクト分科会」を設置した。令和８年度末までの任期内に、こども・若者からの意見を収集する仕組みづくりに注力することとし、分科会を２回開催した。成果物として「意見収集の仕組みレポート」を作成することとし、レポートの構成内容や、注力すべき対象のこども・若者について検討を行った。	B	年２回の会議において、特に意見の収集が難しいこどもや若者に焦点を当てて検討を行い、具体的なヒアリング調査先やレポートの構成案についても審議を行うことができた。令和８年度末のレポート完成に向けて着実に取組みが進んでいることから、総合評価をＢとした。	分科会が検討したレポートの対象セグメントの見直しが必要である。関係課へのヒアリングを通じて現場の課題を把握し、その声を分科会での検討に反映することが求められる。また、対象セグメントの見直しに伴い、レポート構成内容の再検討や、限られたスケジュール内での完成も課題である。	分科会で対象セグメントを再検討し、「無関心層」を対象とした意見収集の仕組みづくりレポートの作成を進めることとした。６月に若者を対象としたワークショップの開催を予定しており、以前、無関心だった若者が関心を持ったきっかけや、意見収集に必要なポイントを提案してもらい、それらをレポートにまとめる。レポートには具体的なツールやテーマ別の設計を盛り込み、行政が活用しやすい内容を目指して行く。	
180				１②	こどもまんなかアクション推進の取組【子ども政策課】	公民連携してこども・若者を支える仕組みづくりを検討します。	仕組みづくりの検討が進展しておらず、継続的な事業としては未成立のため、現時点で成果を評価できる指標の設定は困難	－	－	－	－	－	障がい児等サポートプロジェクトを実施し、多様な主体とともに、こどもを支えるための意見交換の場を設けた。令和８年度には、地域の子育て支援団体等が集まり、情報交換や交流を行う場として、地域こども・子育て懇談会を開催することとした。	E	公民連携による意見交換の場を設けることができた一方、そこから具体的な取組の実施には至っていないことから、E評価とする。	公民連携による具体的な取組の実施につなげるための検討が必要である。	令和8年度には地域こども・子育て懇談会を2回、障がい児等サポートプロジェクト会議を3回予定している。 この中での意見交換等を通じて、具体的な取組の実践につながるよう、多様な主体と協働し、ともに実施できることなどを検討していく。	
181				１①	課題が山積するこれからの時代を担う子どもたちが、社会の状況にしっかりと向き合い、意見を述べ、行動していくだけの力を培うための、主権者教育の充実・強化【教育指導課】	政治や地域の課題を自分事と意識づけ参画する意識と知識を身に着けるため、子ども議会（小学生議会、中学生議会）を開催し、実際に税金の使途について議論する。 子ども議会を実施するにあたり、各校で市職員や有識者を講師として市政の学習を行う。 小学６年生を対象にした議場見学は、議会報告会の一つの形として、議会の仕組みや選挙制度に主眼をおいて行っている。主権者教育の側面を強化する観点から、市の状況を踏まえた教材づくりも検討する。	なし （総合計画等で指標の設定がない、指標の設定になじまない）	－	－	－	－	－	小田原版ＳＴＥＡＭ教育を着実に実施することによって、中学生が主体的に地域の問題解決に取り組み、その成果を発表する取組を行った。また、小田原市が小中学校へ提供できる教材・授業について、小田原市の各所管に照会を行い、学校が活用できるように情報をまとめ配付した。	B	小田原版ＳＴＥＡＭ教育により、中学生が主体的に地域の問題解決に取り組み、その成果を発表した。また、小田原市が学校に提供できる教材・授業を学校に配付することができた。	小田原版ＳＴＥＡＭ教育が定着していくようにする。	引き続き、小田原版ＳＴＥＡＭ教育を活用しながら、地域の問題解決に取り組んでいく。	
182	全	全	全	全	こども計画推進事業【子ども政策課】	「子どもが育っていくまち」のトータルデザインの策定と、全市民での共有をし、計画事業の具体的な実践に向けた改良を重ね、小田原らしさのある育ちの環境を分野別市民会議やこども・若者施策会議、庁内検討委員会などを通じて推進する。	こども・若者施策会議開催数	R7年度	3回	維持	3回	3回	令和7年7月30日付けで委員15人のこども・若者施策会議を設置し、会議を3回開催した。 また、こども計画に位置付けられた事業の実施状況を把握し、計画の進捗状況を点検・評価するための指標の設定や、報告書フォーマットの検討を行う「こども・若者分科会」及びこども・若者の社会参画・意見反映など、こども計画策定中に把握した新たな課題に対する取組みを検討する「プロジェクト分科会」を設置し、それぞれ2回会議を行った。	B	令和７年度は目標値どおり3回開催できたため、評価を「B」とした。	評価指標の設定や報告書のフォーマットについて、引続き分科会で検討し、令和8年度に評価を実施できるよう体制を整える必要がある。	分科会で検討した指標やフォーマットを用いてこども・若者施策会議で進捗確認を行う。	